

第4次 新潟市男女共同参画行動計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

令和3(2021)年3月



新潟市

はじめに



少子・超高齢社会の進展に伴い生産年齢人口が減少していく中、誰もが安心していきいきと暮らすことができる持続可能な社会をつくるためには、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

本市では、これまで「新潟市男女共同参画推進条例」の理念のもと、3次にわたって「男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできましたが、性別による固定的な役割分担意識の存在など、依然として多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の雇用、所得をはじめ経済的・社会的影響を顕在化させ、男女共同参画の重要性を改めて認識する機会となったほか、人々の暮らしや働き方、価値観、社会経済活動を見直す契機となっています。

このたび策定した「第4次新潟市男女共同参画行動計画」では、こうした社会情勢を踏まえ、新たに貧困等生活上の困難を抱える女性への支援などを盛り込むとともに、「新潟市女性活躍推進計画」を包含しました。既に包含している「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」と合わせ、男女共同参画と女性の職業生活における活躍、配偶者等からの暴力（DV）による被害者の支援などを一体で推進していきます。

今後、本計画を着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがさらに広がるよう、市民、事業者、市民団体の皆さまと連携、協働により進めていきますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました新潟市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

新潟市長 中原 八一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯.....	2
2 計画策定の背景.....	2
3 新潟市の現状.....	5
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 計画の目的.....	12
2 計画の位置づけ.....	12
3 計画期間.....	13
4 基本理念.....	13
5 計画の目標.....	13
6 施策の体系.....	14
第3章 施策の内容	17
目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進.....	18
目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進.....	23
目標3 働く場における男女共同参画の推進.....	28
目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進.....	34
目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保.....	42
目標6 女性に対する暴力の根絶と貧困等生活上の困難への支援.....	45
第4章 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画	49
1 計画の基本的な方向性.....	50
2 施策の内容.....	50
(1)DVを容認しない社会づくりの推進	50
(2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実.....	54
(3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実	55
(4)関係機関や民間支援団体との連携の強化.....	57
第5章 計画の推進	59
1 計画の進行管理.....	60
2 推進体制の充実・強化.....	60
指標一覧.....	62
用語解説	65
参考資料	69

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の経緯

新潟市では、男女がともにつくる社会を目指して昭和63(1988)年に市民との協働により「新潟市女性行動計画」を策定し、平成13(2001)年には「新潟市男女共同参画行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、平成17(2005)年には男女共同参画推進の基本的な理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりが尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができると目指して施策に取り組んできました。

平成23(2011)年3月に策定した「第2次新潟市男女共同参画行動計画」には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含し、特に重大な人権侵害である配偶者等からの暴力への対応を強化しました。また、平成28(2016)年3月に策定した「第3次新潟市男女共同参画行動計画」では、新たに男女共同参画に関する男性の理解の促進や、防災における男女共同参画の推進を盛り込みました。

第3次の行動計画が令和3(2021)年3月に計画期間を終了することから、同計画の成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、「新潟市男女共同参画推進条例」に基づく「第4次新潟市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。

第4次の行動計画には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき平成30年3月に策定した「新潟市女性活躍推進計画」を包含し、同条例の理念のもとに総合的な推進を図ることとしました。

2

計画策定の背景

(1) 国際的な動き

我が国の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。

昭和50(1975)年、国連はこの年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54(1979)年、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、日本は昭和60(1985)年に批准しました。

平成7(1995)年、北京で開催された第4回世界女性会議において、21世紀に向けた女性の地位向上のための世界ビジョンである「北京行動綱領」が採択されました。

平成21(2009)年には、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解では、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取組の強化など、女性差別解消に向けた更なる取組の必要性が指摘されています。

平成22(2010)年には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、国連本部で「国連『北京+15』記念会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化の宣言等が採択されました。

平成27(2015)年には、国連本部で開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、「国連『北京+20』記念会合」として、これまでの取組状況に関する評価が行われました。

また同年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられ、17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と記載されています。

国際的に見た日本の社会進出における男女格差は、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数によると、令和元(2019)年では153カ国中121位と低ランクに位置づけられています。

令和2(2020)年には、国連本部で開催された「第64回国連女性の地位委員会」において、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

(2) 国内の社会経済情勢の変化

少子・超高齢化の本格化により日本の総人口は平成27(2015)年から長期の人口減少過程に入り、2053年には1億人を割って9,924万人となると推計されています。未婚や高齢の単身世帯も増加しており、世帯構成が多様化しています。地域社会では、若年女性の首都圏への流出超過や人間関係の希薄化も指摘されています。

就労の場では、従来、女性に多かった非正規雇用が、若年層を中心に男性でも増加しており、雇用不安の問題や正規雇用との格差などから経済的に不安定な状態に陥る人の増加につながるおそれが出ています。特に女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として生活上の困難に陥りやすく、このような状況が、更なる少子化の助長や貧困等の次世代への連鎖を引き起こすことなどについても懸念されています。

また、人生100年時代の到来により、働き方や学び方、暮らし方は各人の希望やその時々ステージに応じて多様化する変革期を迎えています。

令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における性別による固定的な役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める非正規雇用労働者に対する雇用調整などが懸念されています。一方、感染拡大を契機にテレワークやオンラインの活用を一層推進することは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資すると期待されるものであり、働き方や生活スタイルの見直しとともに男女共同参画の課題への取組も重要です。

(3) 男女共同参画に関する国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11(1999)年「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成17(2005)年にはこれを改定して「男女共同参画基本計画(第2次)」を、平成22(2010)年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。平成27(2015)年に策定した「第4次男女共同参画基本計画」では以下の4つを目指すべき社会として、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進しています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

この計画期間内に、雇用の分野においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27(2015)年)、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30(2018)年)、政治の分野においては「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30(2018)年)を整備しました。

そのほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、防災・復興分野における男女共同参画の推進などに取り組んできました。

このように、国は男女共同参画推進のための様々な取組を進めてきたところですが、今日の社会情勢の変化を踏まえ、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

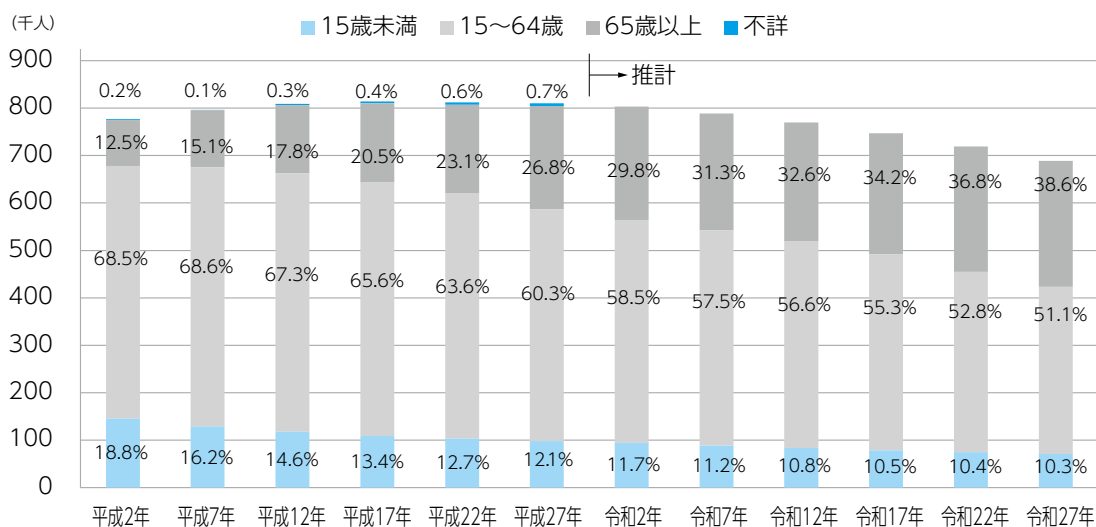
(1) 社会状況

■人口

本市の人口は、平成17(2005)年の約81万4千人をピークに減少を続けています。年齢別の人口構成比は、年少人口(15歳未満)割合が年々減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)割合は年々増加し少子・超高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口は令和27(2045)年には688,878人で、ピーク時の平成17(2005)年比15.4%減となる見込みです。生産年齢人口も平成7(1995)年の546,361人をピークに、令和27(2045)年には352,249人となり、ピーク時の35.5%減となる見込みです(図1-1)。

図1-1 本市の人口推移と将来推計人口

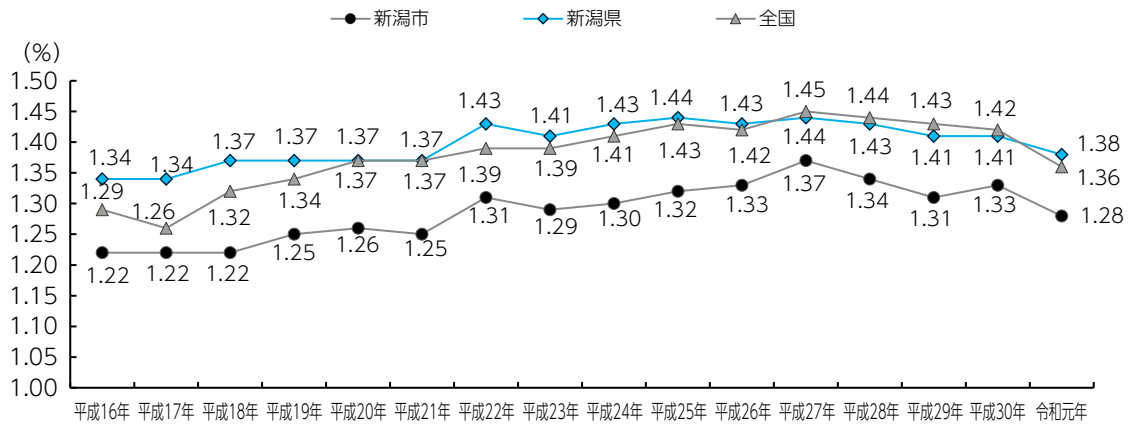


年	平成2 1990	平成7 1995	平成12 2000	平成17 2005	平成22 2010	平成27 2015	令和2 2020	令和7 2025	令和12 2030	令和17 2035	令和22 2040	令和27 2045
15歳未満	145,809	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	94,239	88,654	83,377	78,489	74,793	70,791
15~64歳	532,316	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	469,788	453,594	435,552	412,742	380,028	352,249
65歳以上	96,913	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	239,130	246,739	250,892	255,488	264,620	265,838
不詳	1,737	567	2,381	3,497	4,873	5,868	0	0	0	0	0	0
総数	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	803,157	788,987	769,821	746,719	719,441	688,878

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

合計特殊出生率は、全国の数値を下回って推移し、令和元(2019)年は1.28(全国1.36)となっています(図1-2)。

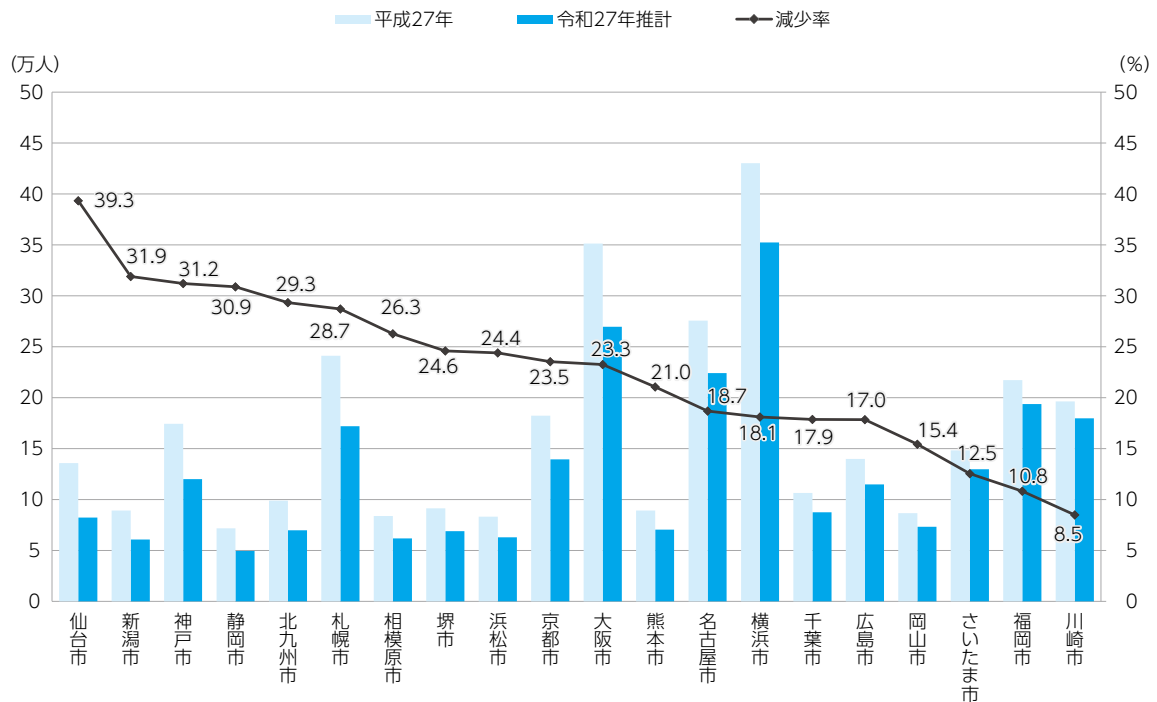
図1-2 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省、新潟県福祉保健課「人口動態統計」

20歳から39歳の若年女性人口は、平成27(2015)年の約9万人が令和27(2045)年には約6万人となり、政令市の中で2番目に高い約30%の減少率と見込まれています(図1-3)。

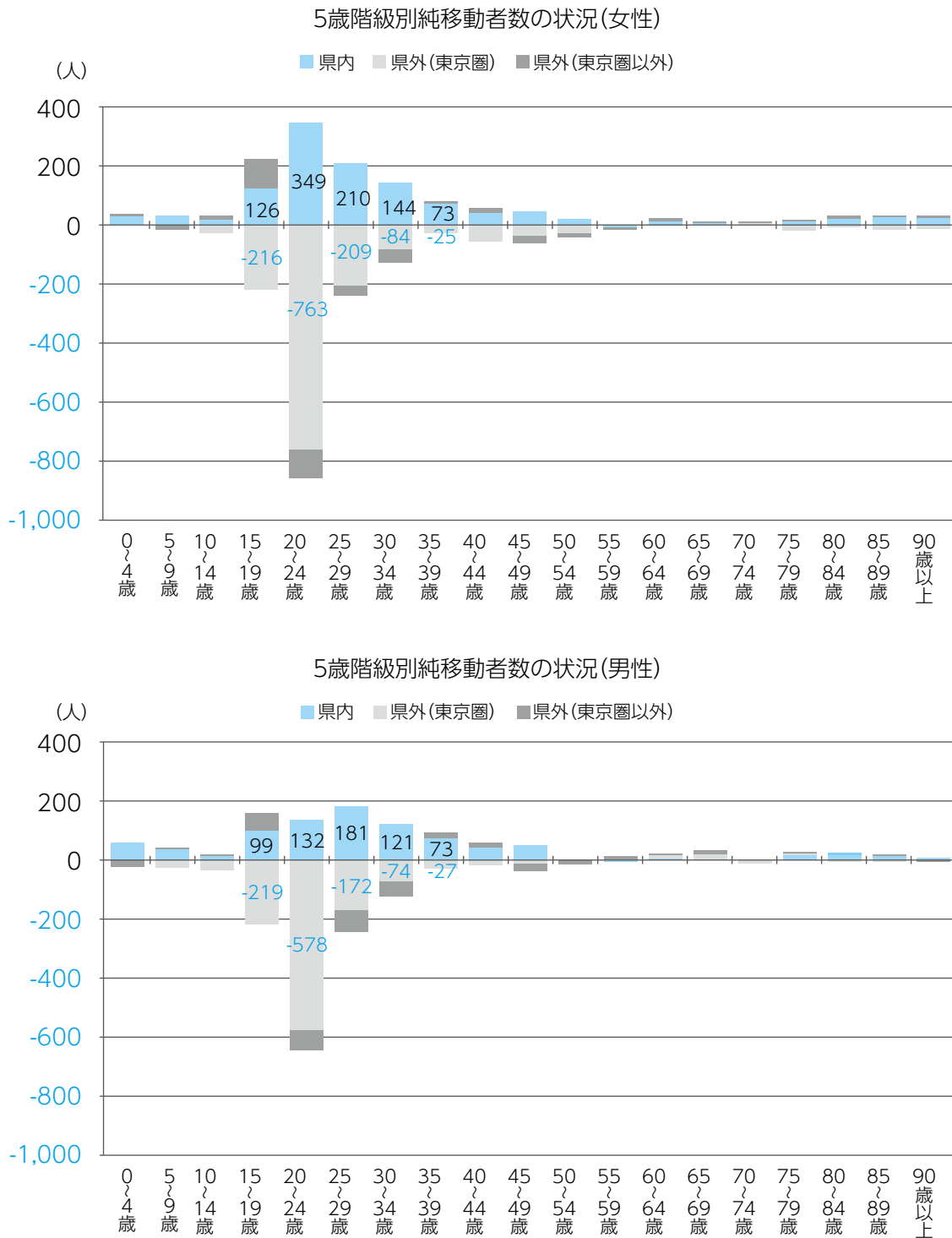
図1-3 若年女性(20~39歳)人口および減少率(政令市比較)



資料：国立社会保障・人口問題研究所

令和元年の転出・転入の状況では、男女ともに20～24歳の首都圏への転出超過が多くなっています。また、女性の方が男性よりも転出超過の数が多くなっています(図1-4)。

図1-4 新潟市男女別・年齢別純移動者数(転入・転出超過)の状況

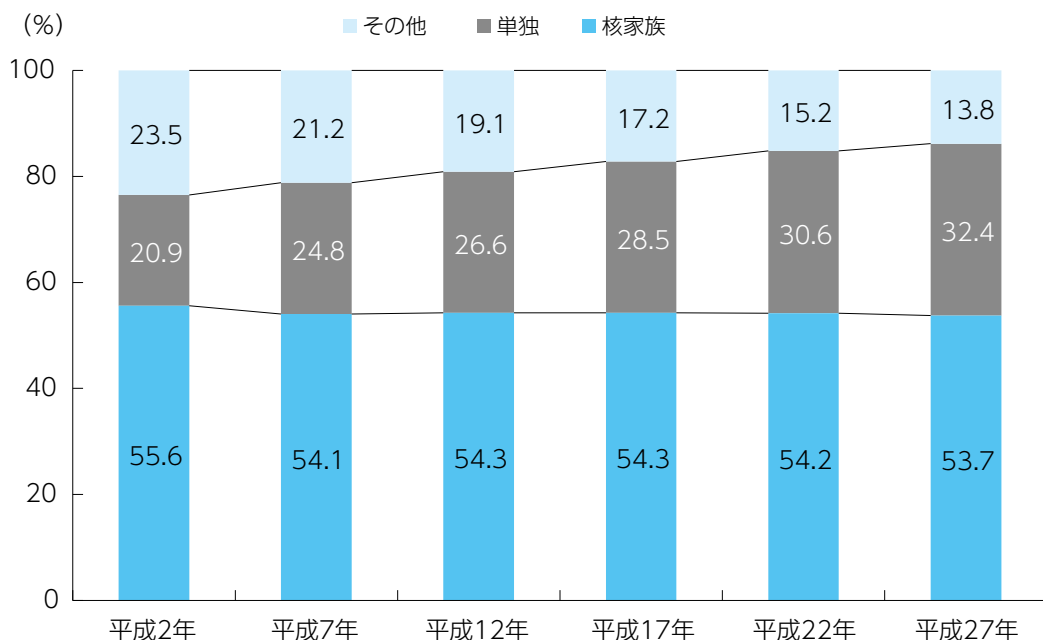


資料：新潟市「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年)

■世帯構成

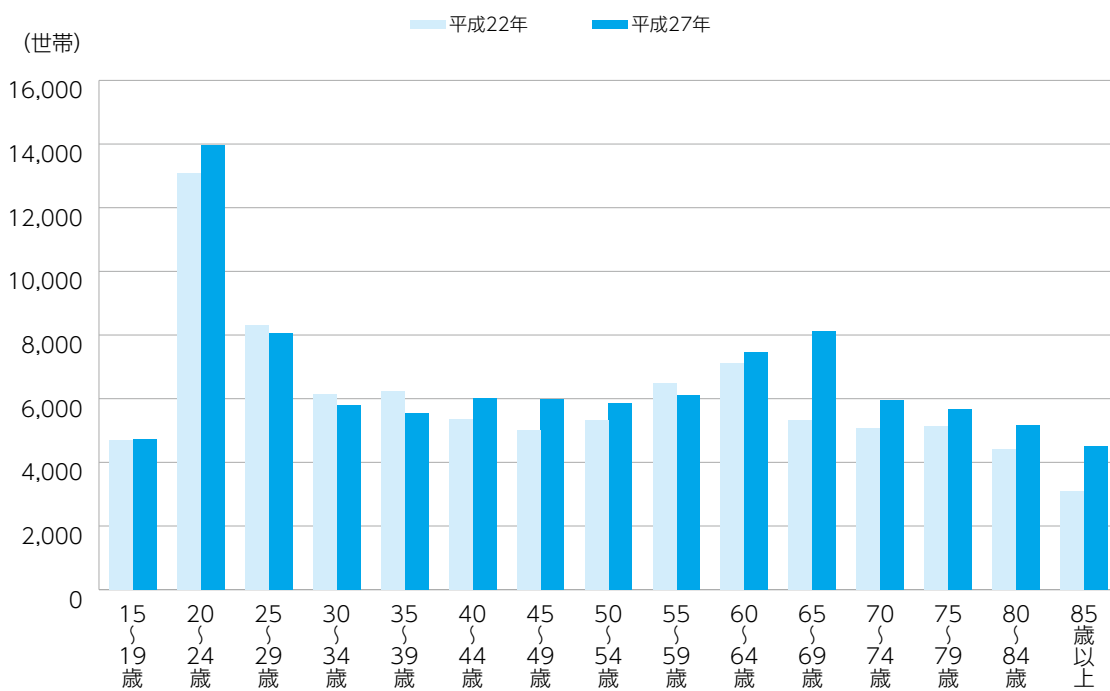
世帯構成割合では、単独世帯の割合が増加しており、核家族世帯と合わせると全体の8割以上で、世帯規模は小規模化しています(図1-5)。単独世帯のうち、特に65歳~69歳が5年前と比較し1.5倍に増えています(図1-6)。共働き率は5割を超え、政令市1位となっています(図1-7)。

図1-5 新潟市世帯構成割合の推移



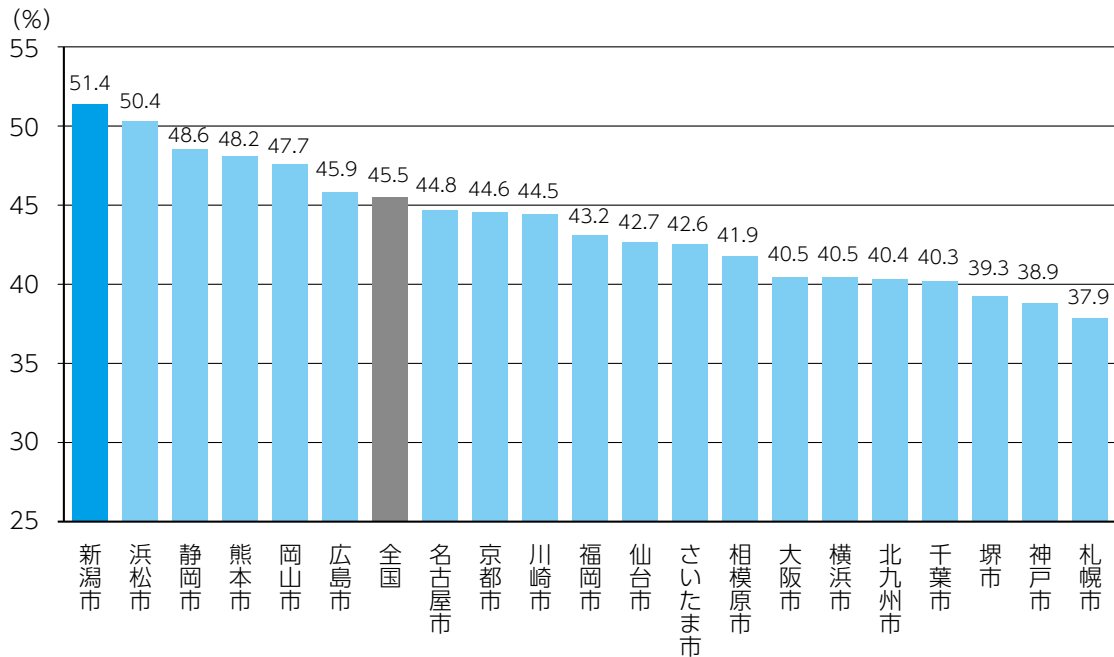
資料：総務省「国勢調査」

図1-6 新潟市世帯主の年齢別単独世帯数



資料：総務省「国勢調査」

図1-7 共働き率の政令市比較



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

コラム ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)は、世界経済フォーラム(WEF: World Economic Forum)が毎年公表している各国における男女格差を測る指標です。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2019年12月に公表された「Global Gender Gap Report 2020」では、2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位(前は149か国中110位)でした。分野別では、経済のスコアが0.598で115位、政治のスコアが0.049で144位、教育のスコアが0.983で91位、健康のスコアが0.979で40位でした。

コラム SDGs(持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の分野別目標が掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念としています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。



(2) 第3次新潟市男女共同参画行動計画における指標の達成状況

第3次新潟市男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、6つの目標に対する16の指標に目標値を設定し取り組んできました。このうち、令和元年度現在、すでに目標値を達成した項目は5項目でした。

指標一覧

	項目	21年度 (2009)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	目標値 (2020年度)	
目標1	1 市民の性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合	51.6%	52.6%	—	—	—	—	59.9%	—	80%以上	
	2 「男女共同参画社会」という用語の周知度	55.3%	59.9%	—	—	—	—	65.0%	—	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律・制度	33.8%	30.9%	—	—	—	—	29.8%	—	40%以上
		社会通念・慣習・しきたり	9.5%	10.8%	—	—	—	—	9.3%	—	15%以上
		家庭生活	30.2%	34.3%	—	—	—	—	32.9%	—	40%以上
		地域社会	29.0%	31.3%	—	—	—	—	29.1%	—	40%以上
4 男女平等教育パンフレットを活用した授業割合	小学校3年生	93.9%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100%	
	小学校6年生	95.6%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	中学校2年生	77.2%	84.2%	83.9%	100.0%	96.4%	100.0%	100.0%			
目標2	5 審議会等における女性委員割合	31.8%	40.7%	41.2%	42.1%	42.7%	42.9%	42.8%	42.9%	45%以上	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.8%	1.2%	0%	
	7 農業委員の女性委員割合	7.2%	6.0%	6.1%	13.9%	13.9%	13.9%	12.1%	12.1%	10%以上	
	8 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	4.9%	8.1%	8.6%	9.3%	11.0%	11.9%	14.0%	15.2%	10%以上	
	9 市職員の係長昇任者における女性の割合(新設)		42.7%	45.5%	44.8%	45.3%	49.0%	47.4%	46.4%	42%以上	
	(参考) 市立小・中学校の校長・教頭の女性の割合										—
目標3	小・校長	*15.6%	16.8%	17.3%	16.7%	18.7%	22.6%	23.6%	24.5%		
	小・教頭	*15.6%	19.8%	20.2%	19.3%	19.5%	20.4%	17.5%	15.8%		
	中・校長	*7.7%	5.4%	8.9%	5.4%	5.4%	7.1%	5.4%	8.9%		
	中・教頭	*5.9%	8.5%	8.5%	12.1%	13.6%	11.9%	10.0%	9.8%		
目標4	10 職場における男女の地位の平等感	18.8%	21.0%	—	—	—	—	22.6%	—	30%以上	
目標5	11 家族経営協定締結農家数	9.5%	11.7%	11.7%	10.4%	10.7%	11.3%	10.8%	10.7%	市内認定農業者数の15%以上	
	(参考) 所定内賃金の男女格差	74.9	76.1	76.4	75.7	76.3	76.1	71.9		—	
目標6	12 男性の育児休業取得率	1.0%	2.1%	5.4%	2.7%	3.6%	5.2%	8.4%		13%以上	
	13 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	235分 (女307) (男72)	220分 (女290) (男70)	—	—	—	—	218分 (女293) (男75)	—		180分以内
目標5	14 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度(新設)		44.3%	—	—	—	—	72.2%	—	70%以上	
目標5	15 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきと考える人の割合	89.7%	88.7%	—	—	—	—	88.8%	—	100%	
目標6	16 DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合	37.6%	42.5%	—	—	—	—	50.1%	—	60%以上	

* 平成22年4月1日現在

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の目的

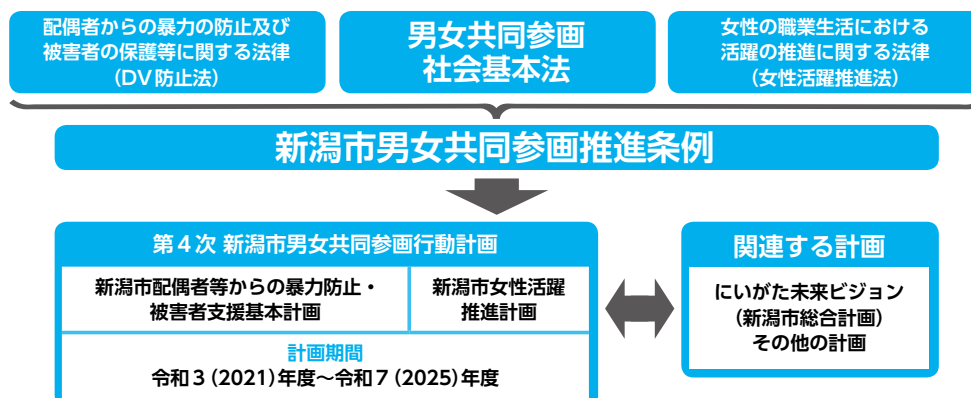
本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「新潟市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含するものです。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画である「新潟市女性活躍推進計画」を包含するものです。
- (4) 本計画は、「にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)」の分野別計画であり、「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合性を図っています。

また、その他の計画として下記の計画とも整合性を図っています。

- ・「新潟市人権教育・啓発推進計画」(性的マイノリティの人権施策)
- ・「新潟市国際化推進大綱」(外国籍市民への支援施策)
- ・「新潟市地域福祉計画」(生活困窮者等の支援)
- ・「新潟市障がい福祉計画・新潟市障がい児福祉計画」(障がい者・障がい児支援施策)
- ・「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(新潟市地域包括ケア計画)」(高齢者支援施策)
- ・「新潟市子ども・子育て支援事業計画(新すこやか未来アクションプラン)」(子ども・子育て支援施策)
- ・「新潟市子どもの貧困対策推進計画(新潟市子どもの未来応援プラン)」(子どもの貧困対策)
- ・「新潟市健康づくり推進基本計画(スマイル新潟ヘルスプラン)」(健康寿命の延伸)
- ・「新潟市教育ビジョン」(学校教育・生涯学習) ほか



3

計画期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

4

基本理念

本計画の基本理念は、「新潟市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく6項目とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 社会制度・慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3) 政策や方針決定の場への男女共同参画

男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会生活との両立

男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女の健康と権利

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

5

計画の目標

本計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の6つの目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

目標 1	男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進 －男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重－	新潟市女性活躍 推進計画
目標 2	政策・方針決定の場への女性の参画促進 －あらゆる分野における男女共同参画の促進－	
目標 3	働く場における男女共同参画の推進 －男女間格差の解消と女性活躍の推進－	
目標 4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 －職業生活と家庭生活・地域活動との両立を図るために必要な環境の整備－	
目標 5	性に関する理解と生涯にわたる健康の確保 －「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の尊重－	
目標 6	女性に対する暴力の根絶と貧困等生活上の困難への支援 －DV対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止－	

目標	施策の方向	具体的取組
目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進 -男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重-	(1) 男女共同参画推進のための意識啓発	①家庭・地域等への広報・啓発活動の推進 ②保育・学校教育における男女平等教育の推進 (目標3(3)③一部再掲) ③職場における男女共同参画についての研修支援 (目標3(1)①一部再掲) ④男女共同参画を推進する人材の育成 ⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進
	(2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革	①男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援 ②メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進
	(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進	①男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援 (目標4(1)③一部再掲) ②男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり
目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進 -あらゆる分野における男女共同参画の促進-	(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充	①審議会委員等への女性の参画の拡充 ②市女性職員の管理職等への登用推進
	(2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進	①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発 (目標3(1)②、(2)①一部再掲) ②女性のエンパワーメントの推進 (目標3(3)①一部再掲)
	(3) 防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ②防災体制における女性の参画拡大
目標3 働く場における男女共同参画の推進 -男女間格差の解消と女性活躍の推進-	(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①労働関係法令や制度の周知・調査 (目標1(1)③一部再掲) ②企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進 (目標2(2)①一部再掲)
	(2) 男女共同参画を推進する企業への支援	①企業に対するインセンティブの付与等 (目標2(2)①一部再掲)
	(3) 女性の個性と能力の発揮への支援	①女性の職業能力の開発機会の提供 (目標2(2)②再掲) ②再就職や起業の支援 ③農業や自営業等、女性の参画が少ない分野での男女共同参画 (目標1(1)②一部再掲)
目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 -職業生活と家庭生活・地域活動との両立を図るために必要な環境の整備-	(1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発	①働き方の見直しに関する啓発 ②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進 ③男性の家庭生活・地域活動への参画促進 (目標1(3)①一部再掲)
	(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援	①子育て支援策の充実 ②介護サービス基盤の整備・充実 ③地域で支える環境づくり ④ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実 (目標6(3)①一部再掲)
	(3) ハラスメントのない職場の実現	①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止 (目標6(2)①一部再掲)
目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保 -「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の尊重-	(1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進	①性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実 ②性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実
	(2) 生涯を通じた健康づくりの支援	①生涯にわたる健康づくりのための支援 ②こころとからだの相談体制の充実 ③妊娠・出産等に関する健康支援
目標6 女性に対する暴力の根絶と貧困等生活上の困難への支援 -DV対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止-	(1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり※	※新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
	(2) セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止 (目標4(3)①再掲) ②女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり
	(3) 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援	①ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実 (目標4(2)④再掲)
※新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画	(1) DVを容認しない社会づくりの推進	①DV防止の意識啓発の推進 ②DV相談窓口の周知
	(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実	①安全に安心して相談できる体制づくり ②相談従事者の研修の充実
	(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実	①安全に配慮した保護体制の充実 ②総合的な相談支援体制の充実 ③自立支援策の充実
	(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化	①関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進 ②DV対応と児童虐待対応との連携強化

第2章

計画の基本的な考え方

第3章

施策の内容

第3章 施策の内容

目標 1

男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

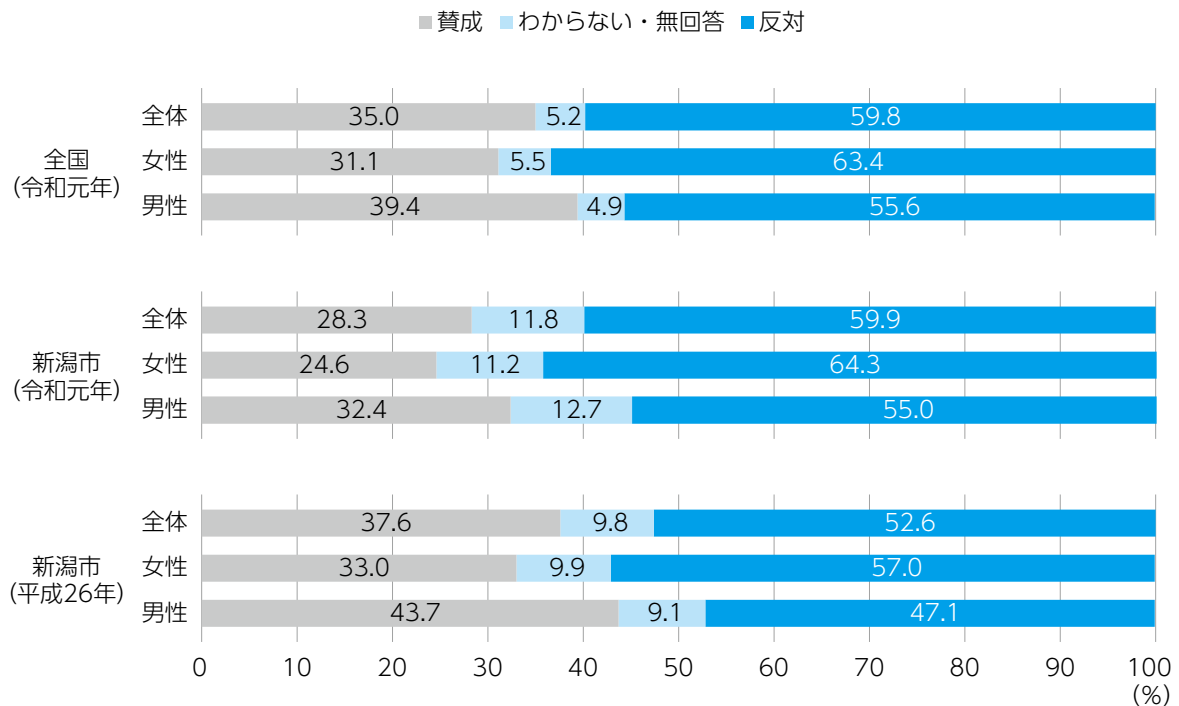
—男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重—

市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重していくことが大切です。

本市が令和元(2019)年に実施した「男女共同参画に関する基礎調査」(以下「基礎調査」という。)では、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する人の割合は59.9%(女性64.3%、男性55.0%)と、平成26(2014)年の前回調査に比べて男女ともに増加しているものの、賛成と答えた人の割合は28.3%(女性24.6%、男性32.4%)と、男女ともに性別による固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っています(図3-1-1)。

こうした意識は、性別にかかわらず自分らしい生き方にも制約を与えるものであり、男女共同参画の実現は一人ひとりが暮らしやすくなるものであることを理解し、意識改革を図っていくことが重要です。

図3-1-1 男(夫)は仕事、女(妻)は家庭という考え方



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)

現状と課題

■性別による固定的な役割分担意識の解消

男女共同参画を一層進めていくためには、あらゆる人を対象に、様々な場面で、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を継続して展開していくことが必要です。「基礎調査」では、家庭・地域・教育の場・職場などの場面での男女の地位について「平等である」と感じている人の割合は、職場の分野を除き、平成26(2014)年の前回調査よりわずかに低下しました(図3-1-2)。

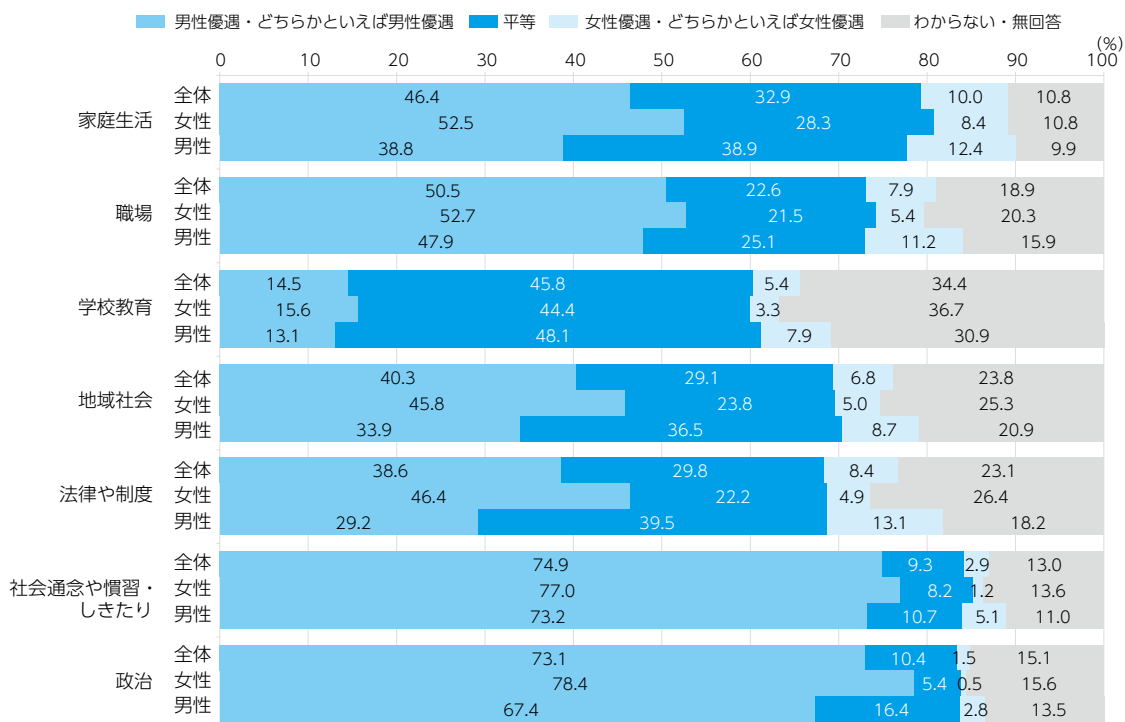
この傾向は全国調査^{*1}も同様ですが、全国調査に比べて本市の平等感の水準は総じて低く、依然として男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。

特に、次代を担う子どもたちに対して人権の尊重を基本とする男女平等教育を徹底していくことが重要です。

性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることにより居場所と出番を奪われるなど、若い女性にとって地方がやりがいを感じられず働きにくい環境であるために東京に移動している可能性を指摘する調査^{*2}もあり、あらゆる場面において、男女共同参画の視点を確保することが必要です。

また、男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことから、国際社会の動向について理解を深めるとともに、SDGsの考え方を踏まえ、地域の中で性別や国籍にかかわらず多様な文化、生き方が尊重されるよう取組を進める必要があります。

図3-1-2 学校教育、家庭生活、法律や制度等の各場面における、男女の地位の平等感



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

*1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)

*2 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査」(令和2年3月)

■社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

男女の地位の平等感について、「基礎調査」では、平等だと感じる人の割合が一番低かった分野は「社会通念や慣習、しきたり」(9.3%)で(19ページ図3-1-2)、約75%の人が男性の方が優遇されていると答えています。

社会制度や慣行などの中には、性別による固定的な役割分担意識に基づいて形づくられ、性別にとらわれない自分らしい生き方の幅を狭めているものもあり、男女共同参画を実現する上で大きな支障となっています。社会経済の変化を踏まえながら、多様な生き方への選択を可能とする社会制度・慣行に改めていく必要があります。また、男女いずれにも幼少の頃から長年にわたり形成された性差に関する偏見・固定観念やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があり、自身の思い込みに気づくことも重要です。

そのためには、様々な分野や場面における男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータを収集し、わかりやすい形で提供していくほか、問題点を投げかけ気づきを促す取組が必要です。

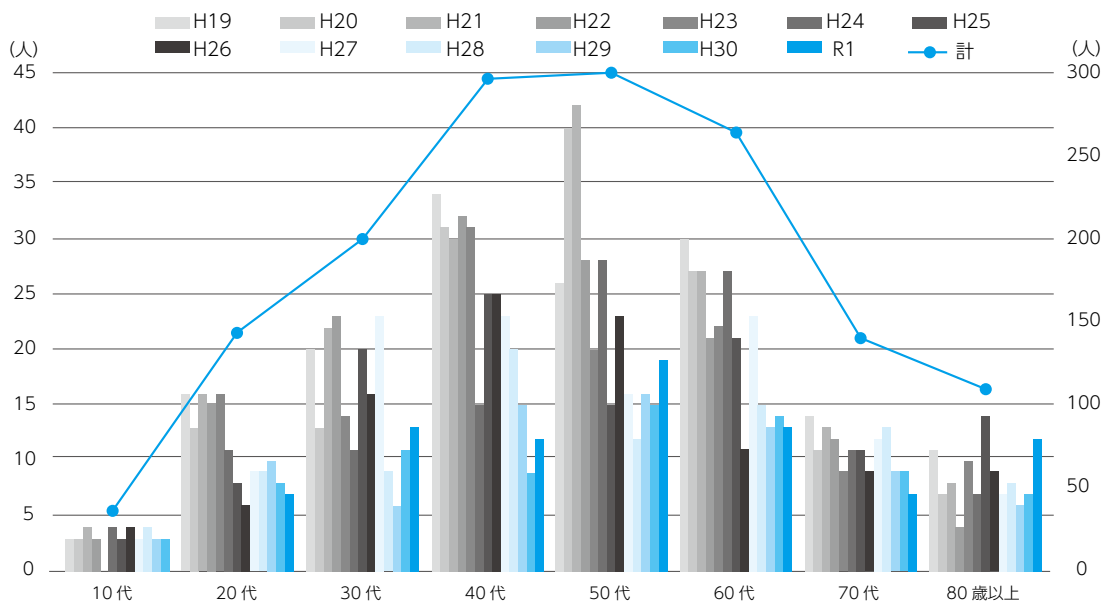
また、人々の意識形成に与える影響が大きいメディアについても、性別役割分担意識の固定化や性差別を助長させる表現が依然として見られることから、男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成を行うとともに、市民がメディアからの情報を男女の人権の尊重や男女共同参画の視点で主体的に読み解き、活用する能力を養っていくことなどが必要です。

■男性にとっての男女共同参画

人口減少・少子高齢化が進む中で、親や配偶者の介護、高齢期における自分自身の孤立化など、男性自身に関わる課題への対応が必要となっています。男女共同参画社会は男性にとっても暮らしやすい社会であることを啓発し、男性が仕事だけでなく、家事や子育て、介護等に参画し、家庭や地域において積極的に役割を果たせるよう支援していく必要があります。

また、本市の自殺者数は、近年減少傾向となっているものの、男性は女性に比べて約2倍であり、中でも全国同様に、40歳代～60歳代の自殺者数が多くなっています。中高年層の男性は、悩みを打ち明けたり弱音を吐いたりすることを抑制する傾向がみられ、女性に比べ相談につながりにくく、男性であることで負っている社会的重圧や悩みなど、男性が抱える困難への対応も必要です(図3-1-3)。

図3-1-3 新潟市の自殺者数 年代別 【男性】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

これらの現状と課題を踏まえ、男女の人権の侵害や不平等な取扱いにつながりかねない性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが仕事と生活を両立し、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに働きかけていきます。

なお、男女共同参画の取組の推進にあたっては、性的マイノリティを含む多様な性を理解し、それに配慮することが必要です。

具体的取組

※文中の()内は、その取組についての主な関係課

(1) 男女共同参画推進のための意識啓発

① 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進

- ア 広報紙や情報誌、ホームページ等を活用して、男女共同参画に関する継続的な広報・啓発を実施します。(男女共同参画課、区役所地域(総務)課、広報課)
- イ 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」や各公民館での男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。(男女共同参画課、公民館)
- ウ 各区と連携して地域で男女共同参画に関する啓発事業を実施します。(区役所地域(総務)課、男女共同参画課)

② 保育・学校教育における男女平等教育の推進

- ア 保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校等において男女平等教育を進めます。特に小・中学校では男女平等教育パンフレットなどを活用し、自分らしさや家族の一員としての協力の大切さなどについて啓発していきます。(保育課、学校支援課)
- イ 男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。(学校支援課)

目標3(3)③ウ再掲

③ 職場における男女共同参画についての研修支援

- ア 各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、出前講座の実施や情報提供など啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)

目標3(1)①エ再掲

- イ 市職員や教職員に対する男女共同参画に関する研修を徹底します。(人事課、男女共同参画課、学校人事課)

④ 男女共同参画を推進する人材の育成

- ア 男女共同参画に関わる活動を通して、男女共同参画を推進する人材を育成します。(男女共同参画課)
- イ 市民団体からも地域での男女共同参画の意識啓発を進めてもらえるよう、団体間の交流促進や活動支援に努めます。(男女共同参画課)

⑤ 国際理解に基づく男女共同参画の推進

- ア 世界の女性をとりまく現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集・提供や学習機会の提供などにより、SDGsを含む国際社会の動向についての理解促進を図ります。

(男女共同参画課)

イ 外国籍市民が安心して暮らせるよう生活情報の提供や相談支援を行います。(国際課)

(2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援

ア 男女共同参画の実態や市民意識に関する調査を実施します。(男女共同参画課)

イ 男女間格差等の実態を明らかにするため、社会制度や慣行等、様々な分野や場面における男女別データの収集・分析に努め、情報提供します。(男女共同参画課)

ウ 男女共同参画の視点で様々な悩みや不安に関する相談事業を行うことで、性別にとらわれず自分らしく生きるための支援をします。(男女共同参画課)

② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

ア 市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。(男女共同参画課)

イ インターネットやソーシャルメディア等の普及に対応して、安全・安心かつ適切な情報の受・発信ができるような取組を進めます。(学校支援課)

ウ 市刊行物については、男女共同参画の視点に立った表現方法で用語やイラストを使用し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。(男女共同参画課、各課)

(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

① 男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援

ア これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。(男女共同参画課)

目標4(1)③ア再掲

イ 男性も子育てがしやすくなるよう、男性トイレのベビーベッド整備などの環境整備を推進します。(各課)

② 男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり

ア 男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについて、男性相談員による男性向け電話相談を実施するとともに、一人で悩まず相談するよう周知に努めます。(男女共同参画課)

コラム 新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」

新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、男女共同参画を推進するとともに、市民、事業者、市民団体の皆さんの活動を支援する拠点施設です。

平成3年に「新潟市女性センター」として万代市民会館3階にオープンし、開館5周年の平成8年には市民の公募により愛称を「アルザ」としました。「士気を高める」という意味のスペイン語「アルサ」が語源です。その後平成17年に新潟市男女共同参画推進条例の施行に伴い、名称を「新潟市男女共同参画推進センター」(愛称「アルザにいがた」)としました。



将来にわたって活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。多様な人材を活用し、多様な視点・考え方を市政や企業活動、地域活動などに生かしていくことは、持続可能な社会の実現のためにも大切です。

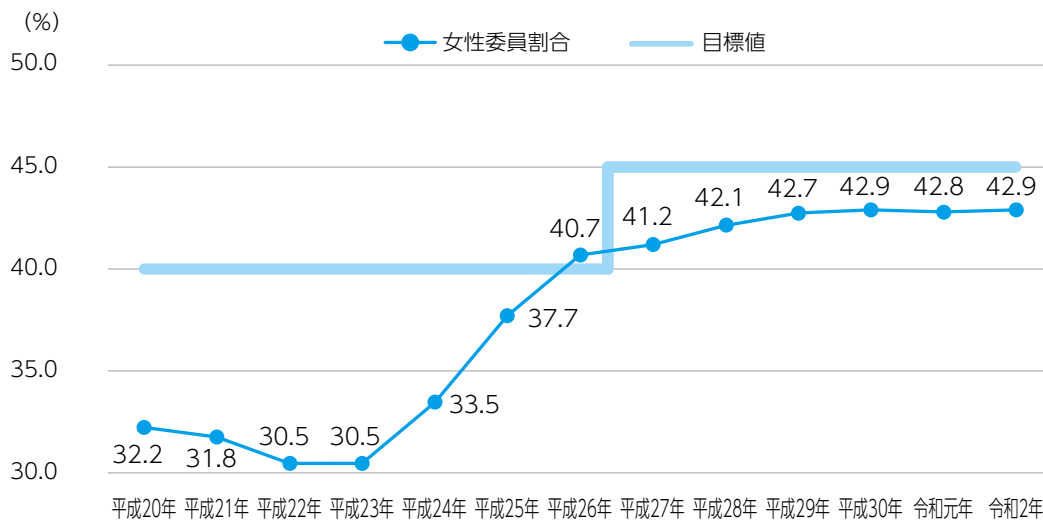
現状と課題

■附属機関等の女性委員比率の状況

本市の審議会等における女性委員の割合は、平成24(2012)年に「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を制定して以来着実に増加し、令和2(2020)年には42.9%となりました(図3-2-1)。

市の政策は市民生活に大きな影響を与えることから、今後も引き続き女性の市政への参画促進の取組を行い、社会の構成員の半分を占める女性の意見を十分に反映し、市民満足度の高い市政を実現していく必要があります。

図3-2-1 審議会等の女性委員の割合



資料：新潟市

■市女性職員の登用状況

市役所においても、課長以上の管理職の女性割合は15.2% (図3-2-2)、学校現場においても市立小・中学校の校長の女性割合は24.5% (図3-2-3)、8.9% (図3-2-4) など、管理職における女性の割合は増加しているものの、今後も登用を進めるため、「新潟市職員の特定事業主行動計画」や「新潟市教育委員会女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援を行う必要があります。

図3-2-2 市職員の管理職（課長以上）における女性の割合

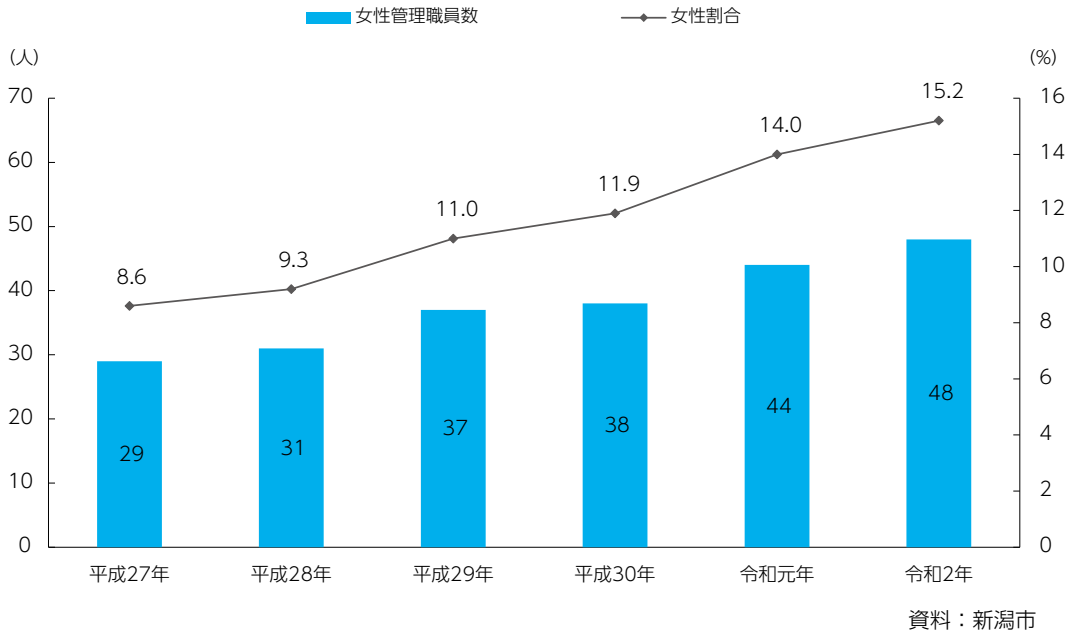


図3-2-3 市立小学校における校長・教頭の女性割合

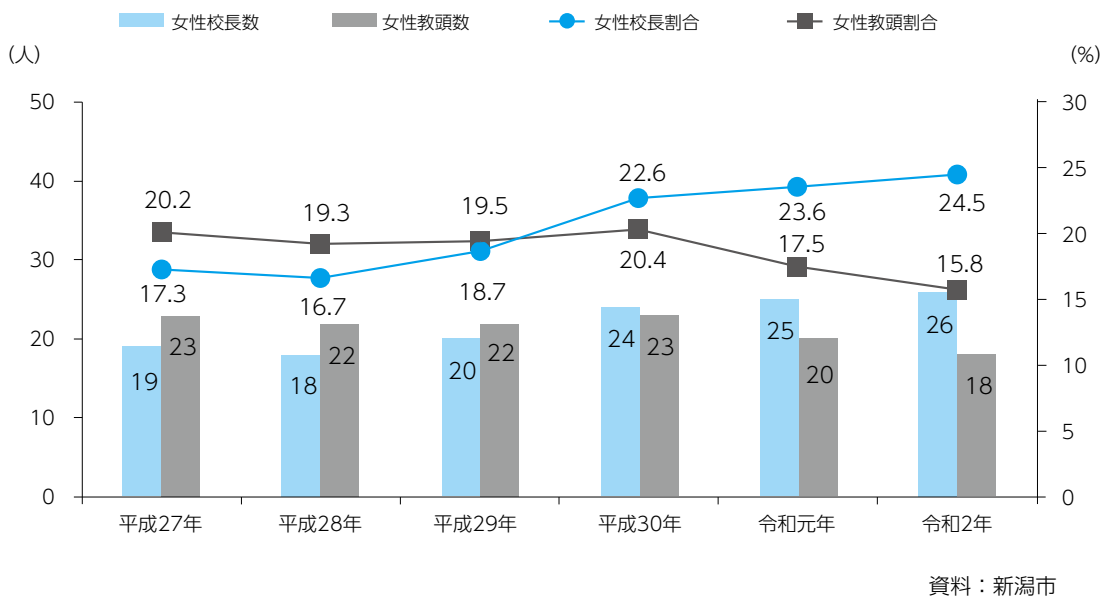
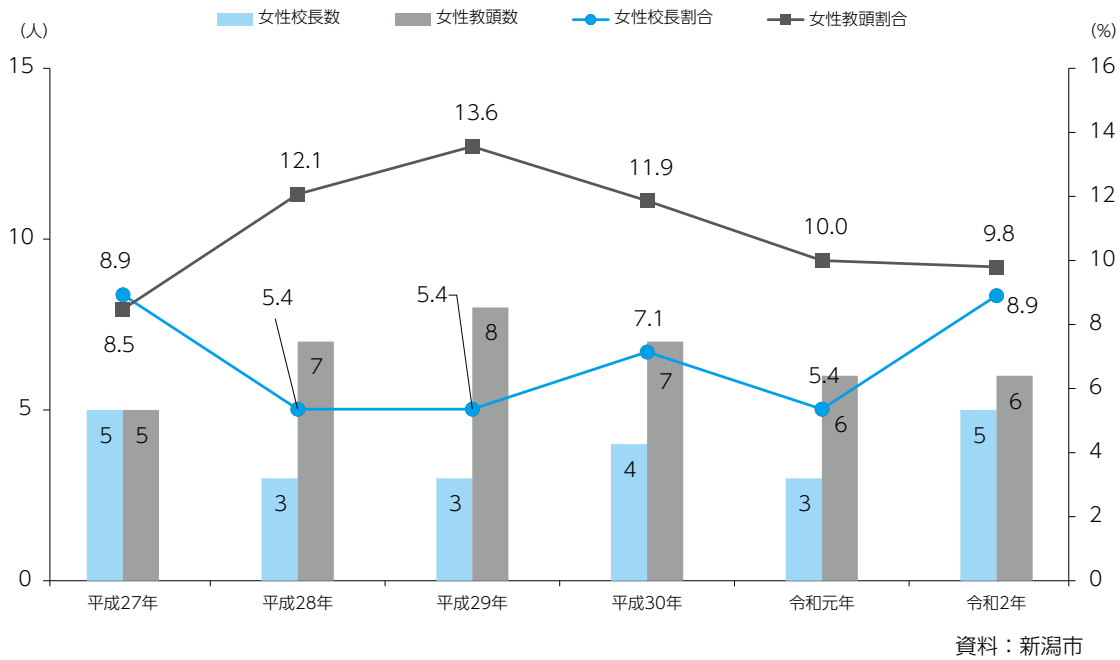


図3-2-4 市立中学校における校長・教頭の女性割合

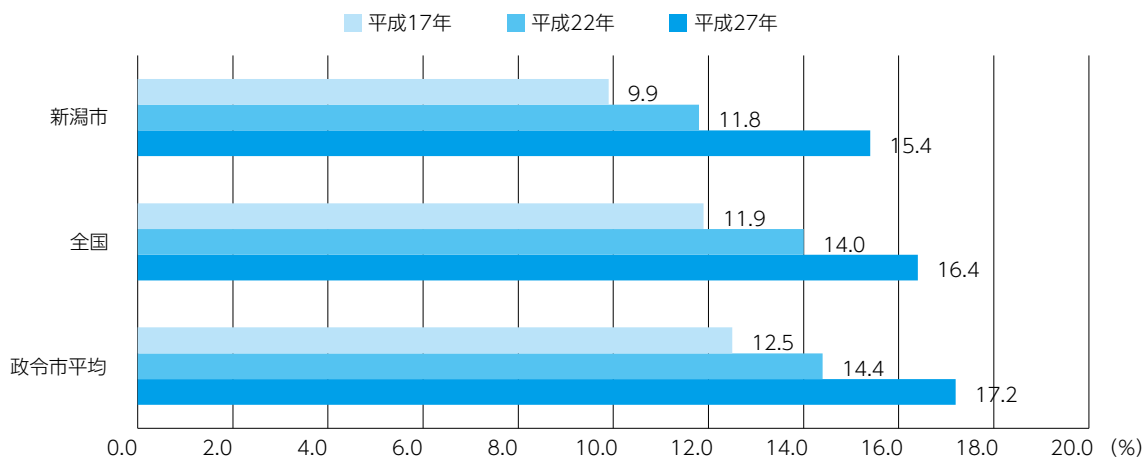


■働く場における意思決定の場への女性の参画状況

平成27(2015)年国勢調査によれば、働く場における本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は5年前の調査に比べて増加していますが、その割合は15.4%と全国平均(16.4%)や政令市平均(17.2%)と比べると低く、管理職への女性の登用はまだ進んでいないのが現状です(図3-2-5)。

「基礎調査」において「女性リーダーを増やすときに妨げとなるもの」として挙げられた仕事と家庭の両立の難しさの解消に向けて取組を進めるほか、企業においては、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、女性が能力を発揮して活躍できるよう人材育成や積極的な登用なども必要です。また、女性自身も管理職として働くことを視野に入れてキャリア形成できるよう、女性のエンパワーメントを推進していく必要があります(31ページ図3-3-5)。

図3-2-5 管理的立場にある女性の割合



■地域社会における意思決定の場への女性の参画状況

「基礎調査」では、地域社会(町内会・自治会など)における男女の地位の平等感は29.1%で、平成26(2014)年の前回調査よりも低くなっています(19ページ図3-1-2)。市内99の地域コミュニティ協議会のうち女性の会長は3人(令和元年度)、自治会長・町内会長における女性の割合は5.8%(令和2年度)となっており、地域活動で女性が果たしている役割に比べ、役員への女性の参画が極端に少ない状況にあります。

地域社会においても女性の登用を進め、男女共同参画の視点を確保することが重要です。

■防災における男女共同参画

災害時には、平常時における性別による固定的な役割分担意識を反映した家庭責任の女性への集中や、性被害などの課題が一層顕在化します。防災対策の推進に関しては、新潟県中越地震(平成16(2004)年)、新潟県中越沖地震(平成19(2007)年)、東日本大震災(平成23(2011)年)などの大きな地震の経験を経て、女性の視点からの配慮等の必要性が強く認識されるようになりました。災害時において、性別役割分担意識によりどちらかの性別に過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。

本市でも、災害時における避難所の運営をはじめ、防災に係る計画やマニュアルの策定など、あらゆる防災施策において女性の視点に配慮するとともに、男女のニーズの違いについて理解し、女性が地域の防災体制に参画したり防災リーダーを担えるよう育成を進めています。

今後も大規模災害が発生する可能性があることを見据えてこれらの取組を継続し、平常時においても、防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めることが必要です。

具体的取組

(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充

① 審議会委員等への女性の参画の拡充

- ア 審議会等への女性の参画を加速するため、委員改選期には、委員の推薦母体となっている団体等へ女性委員推薦を働きかけ、進行管理を徹底します。(男女共同参画課、行政経営課、各課)
- イ 積極的に審議会委員として公募に応じる女性を増やすため、機会を捉えて啓発を行います。(男女共同参画課)
- ウ 市事業への協力などの機会に女性の人材情報を幅広く収集し、活用に努めます。(男女共同参画課)
- エ 行政委員会への女性委員の参画を進めます。(各課)

② 市女性職員の管理職等への登用推進

- ア 能力開発のための研修の実施及びキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。(人事課)
- イ 意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を進めます。(人事課)
- ウ 市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、女性が管理職を目指しやすい

環境を整え、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。(学校人事課)

(2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進

① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発

- ア 女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。(男女共同参画課) 目標3(1)②イ再掲
- イ 各種の認定制度や表彰制度等を活用し、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へ入札等におけるインセンティブを付与します。(男女共同参画課、雇用政策課、契約課、技術管理課、行政経営課) 目標3(2)①ア再掲
- ウ 地域における方針決定過程への女性の参画拡大について、啓発や働きかけを行います。(男女共同参画課、市民協働課、区役所地域(総務)課)

② 女性のエンパワーメントの推進

- ア 女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。(男女共同参画課) 目標3(3)①ア再掲

(3) 防災における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

- ア 地域の防災活動での男女共同参画を推進します。(消防局警防課、防災課)
- イ 災害時の避難所運営等において、男女双方の視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルを活用し、啓発や働きかけを行います。(防災課)
- ウ 男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。(防災課)
- エ 災害時における男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の役割として、女性のための相談窓口の設置などに取り組みます。(男女共同参画課、防災課)

② 防災体制における女性の参画拡大

- ア 新潟市防災会議における女性委員の増大や、地域の自主防災組織における女性の参画拡大など、防災体制への女性の参画拡大について啓発や働きかけを行います。(防災課、男女共同参画課)

目標
3

働く場における男女共同参画の推進

—男女間格差の解消と女性活躍の推進—

人口減少・少子高齢化をはじめとする時代の大きな変化の中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが不可欠です。

これまで、雇用の分野において男女が対等な立場で働くための法整備は進んでいますが、性別による固定的な役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っている実態により、その個性と能力を十分に発揮することが困難な状況にあります。

働く場において、男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が活躍できるように、また一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じて働き方を選択できる環境づくりを進める必要があります。

現状と課題

■働く場での男女格差の是正

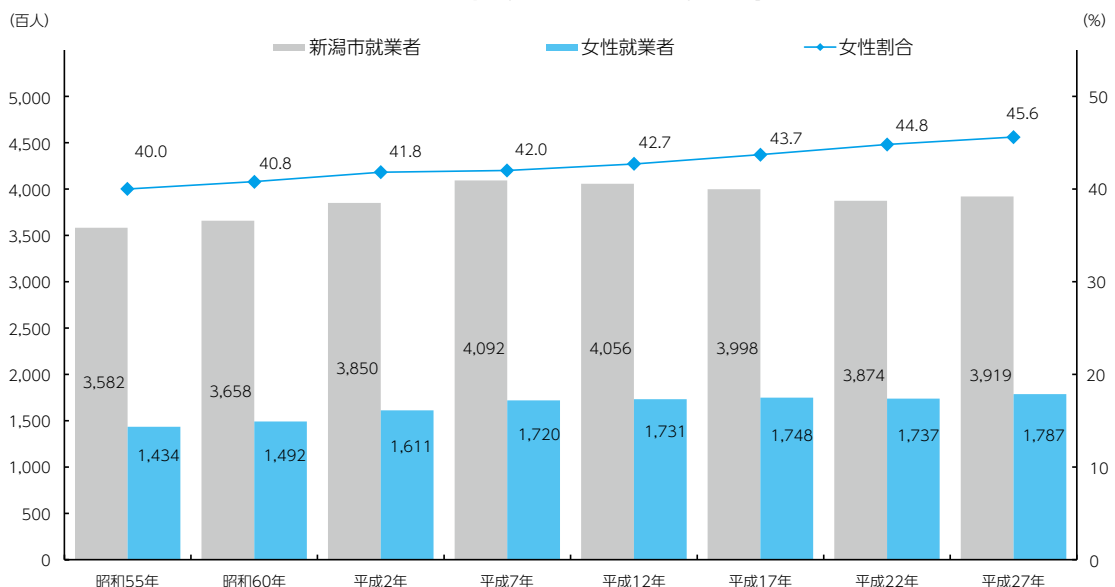
本市の就業者数は平成7(1995)年をピークに減少しているのに対し、女性の就業者数は増加傾向にあり、就業者全体の約45%が女性となっています(図3-3-1)。

また、本市の男女別正規従業員割合は男性の79.1%に対して、女性は46.1%となっています(図3-3-2)。さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与は71.9となっていて、依然として男女間で格差があります(図3-3-3)。

非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える一方、女性が多いことや、母子家庭の母の就労収入が厳しい状況にあることなどからも分かるとおり、男女間の格差や女性が貧困など生活上の困難に陥りやすい背景の一因になるという就業構造の問題もあります。また、近年、性別にかかわらず若年層の非正規雇用労働者が増えていることも大きな課題となっています。

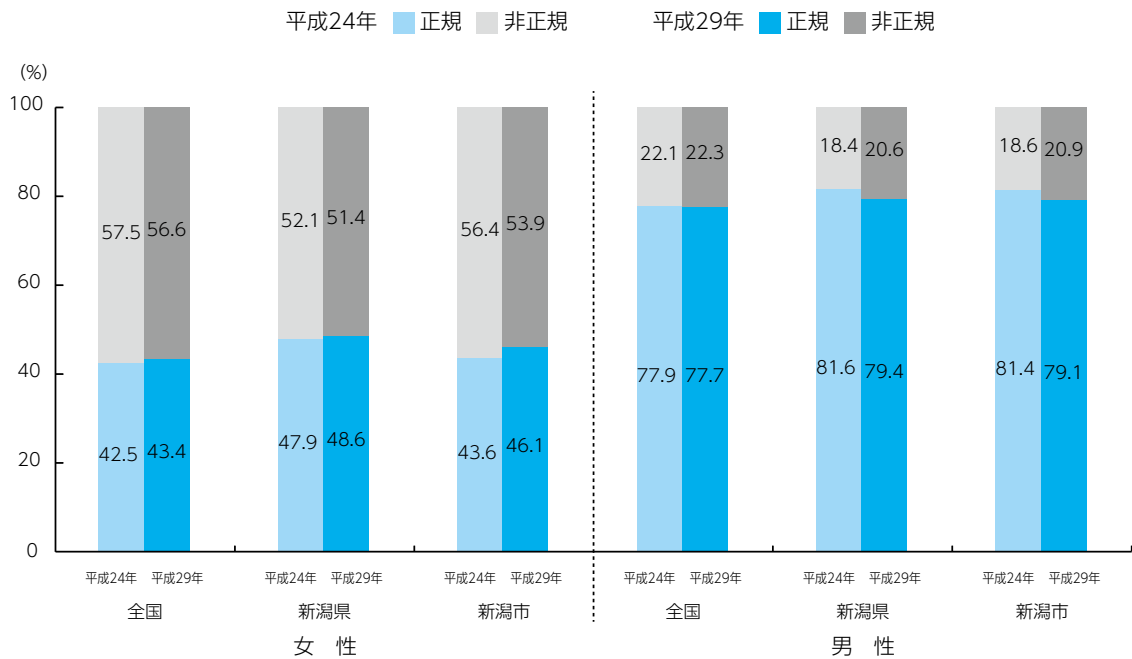
正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消や、希望に応じた正規雇用労働者への転換などを通じて、女性の経済的自立を図ることが必要です。

図3-3-1 就業者に占める女性の割合



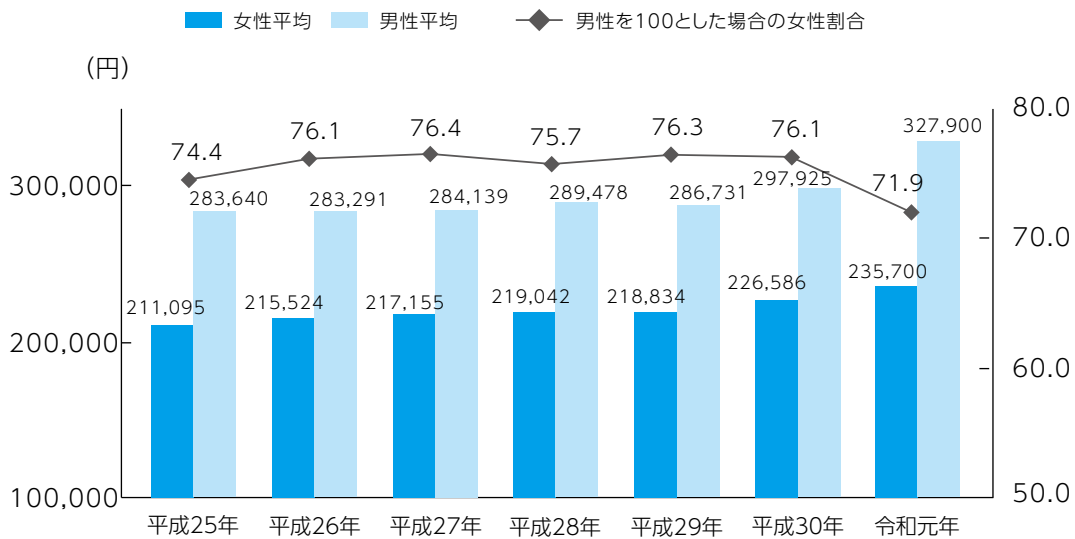
資料：総務省「国勢調査」

図3-3-2 男女別正規・非正規雇用従業員割合



資料：総務省「就業構造基本調査」

図3-3-3 新潟市所定内賃金の男女格差



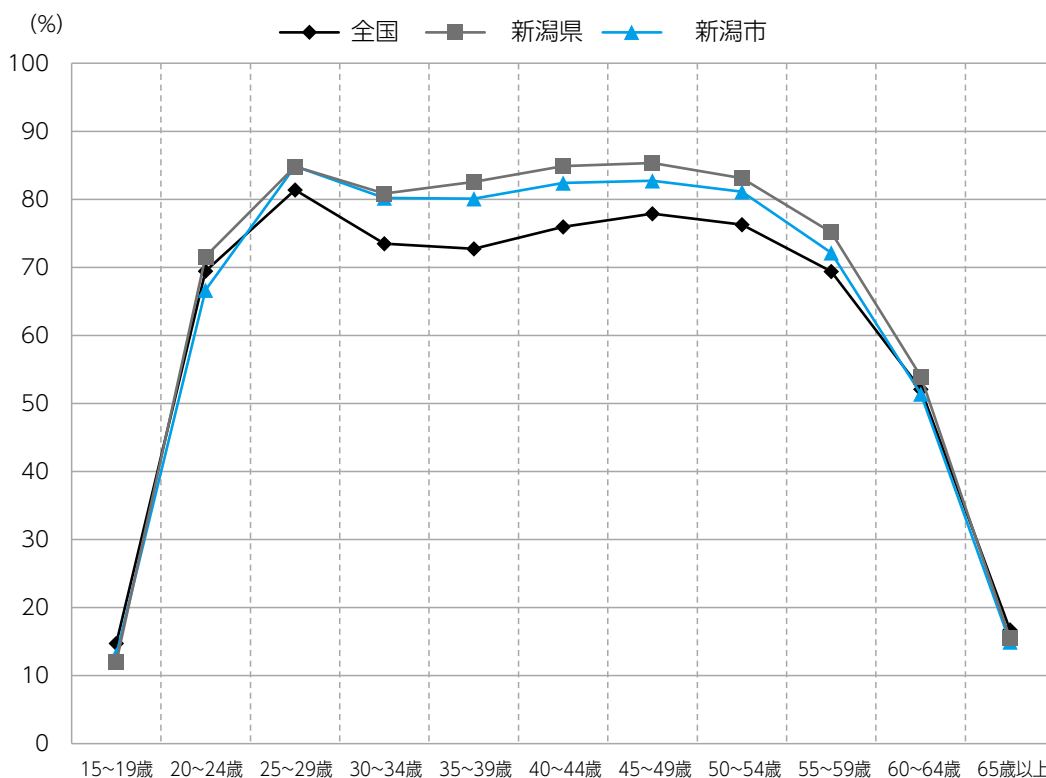
資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」(平成25～30年)
新潟市「厚生労働省 賃金構造基本統計調査 新潟市の概況」(令和元年)

■就労を希望する女性が働き続けるための環境整備

本市の年齢階級別労働力率は、妊娠・出産・子育て等のため30歳代から40歳代に一時的に下がるいわゆる「M字カーブ」を描いているものの、全国と比べてそのM字の谷は浅く、30歳代後半でも約8割の女性が就業しています(図3-3-4)。

妊娠・出産・育児または介護などのライフイベントを抱えながらも就労を希望している女性が働くためには、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方を通じて仕事と家庭を両立できる環境を整備する必要があります。

図3-3-4 女性の年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

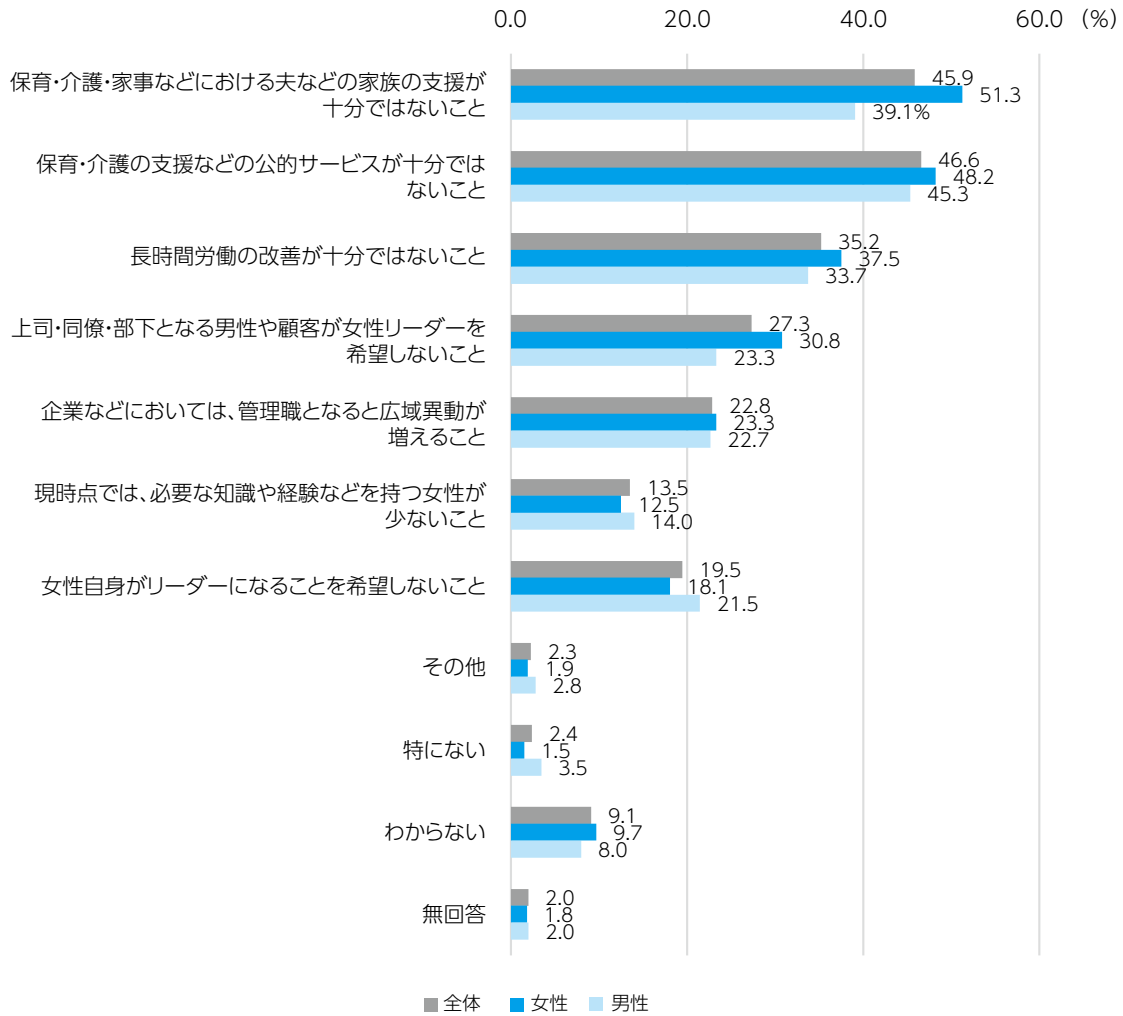
■管理的立場への登用を促進するうえでの障壁

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加していますが、その割合は15.4%と全国平均や政令市平均と比べると低く、管理職への女性の登用はまだ進んでいないのが現状です(25ページ図3-2-5)。

「基礎調査」によると、「女性リーダーを増やすときに妨げとなるもの」について、女性だけでみると、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」(51.3%)と答えた割合が最も高く、夫や家族の協力により、リーダーに挑戦する意欲が向上する可能性を示唆しています。

また、全体でみると、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」(46.6%)が最も高く、次いで「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」(45.9%)、「長時間労働の改善が十分ではないこと」(35.2%)となっており、その背景にある仕事と家庭の両立の難しさの解消に向けて取り組み、意欲ある女性がリーダーに挑戦できるよう環境を整備する必要があります(図3-3-5)。

図3-3-5 女性のリーダーを増やすときに妨げとなるもの



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

■企業における男女共同参画の自主的な取組の促進

企業においては、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、育児や介護等で厳しい時間制約のある労働者を含む全ての労働者が、当たり前にかリヤ形成を行い十分な能力を発揮できるよう、これまでの働き方に関する意識を大きく変え、長時間労働を前提としない仕事と家庭の両立に配慮した働き方の構築、時間当たりの生産性の重視、人事評価への反映、人材育成等の取組が必要です。

また、行政においては、女性活躍推進法の一部改正に伴い、新たに一般事業主行動計画の策定義務対象となる中小企業に対して、適切な情報提供や、職場環境の改善に向けた働きかけを行うことが必要です。

男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業に対しては、インセンティブの付与や公共調達を通じて取組の後押しが必要です。

取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画を推進したり働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を促すことが必要です。

■女性の個性と能力の発揮への支援

農業や自営業等家族経営の中での女性の労働に対する評価が必ずしも適正なものとなっておりません。また、労働の場と生活の場が同じ場合が多く、女性は労働のほか家事・育児・介護等の負担をより多く担っているという状況があります。そのため、女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要です。

さらに、性別にかかわらずそれぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためのキャリア教育の取組のほか、科学・技術や農業・医師などの女性の参画が少ない分野における就業の支援が必要です。

今後、一人ひとりが生き方を選択する際に、職業生活においてもその個性と能力を十分に発揮できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる再就職や起業の支援のほか、感染症拡大を契機にテレワークやオンラインの活用を推進するなど、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現が求められています。

具体的取組

(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

① 労働関係法令や制度の周知・調査

- ア 男女雇用機会均等法等労働関係の法令や各種制度の内容、女性労働問題の相談窓口等についてハンドブックなどを活用して周知します。(雇用政策課)
- イ 定期的に女性労働に関する実態を把握し、改善策を検討します。(雇用政策課・男女共同参画課)
- ウ 男女共同参画の視点に立った労働観の形成のための講座などを開催します。(男女共同参画課)
- エ 各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、出前講座の実施や情報提供など啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)

目標1(1)③ア再掲

② 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進

- ア 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、企業における女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の抑制等に関する目標設定や取組、これらに関する情報開示を促進します。(男女共同参画課、雇用政策課)
- イ 女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。(男女共同参画課) 目標2(2)①ア再掲

(2)男女共同参画を推進する企業への支援

① 企業に対するインセンティブの付与等

- ア 各種の認定制度や表彰制度等を活用し、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へ入札等に

おけるインセンティブを付与します。(男女共同参画課、雇用政策課、契約課、技術管理課、行政経営課) **目標2(2)①イ再掲**

(3) 女性の個性と能力の発揮への支援

① 女性の職業能力の開発機会の提供

- ア 女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。(男女共同参画課) **目標2(2)②ア再掲**
- イ 職業に関する知識や技能習得機会の情報提供と、職業訓練制度や助成制度の周知に努めます。(雇用政策課)
- ウ 若年者の就業支援のための情報提供をするとともに、様々な機会を捉えて職業観の醸成や職業生活への定着支援を図ります。(雇用政策課)
- エ 様々な分野で活躍する女性のロールモデルを集積し発信します。(男女共同参画課)
- オ 講座の開催等を通じて、働く女性のネットワークづくりに取り組みます。(男女共同参画課)

② 再就職や起業の支援

- ア 育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための講座などを開催します。(雇用政策課、男女共同参画課)
- イ 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。(産業政策課、商業振興課、企業誘致課、男女共同参画課、中央図書館)

③ 農業や自営業等、女性の参画が少ない分野での男女共同参画

- ア 農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての女性の地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。(農林政策課、農業委員会)
- イ 建設業などの女性の参画が少ない分野での就業支援や、女性が働きやすい職場環境の整備を進めます。(契約課、技術管理課、男女共同参画課、各課)
- ウ 男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。(学校支援課) **目標1(1)②イ再掲**

目標
4

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

—職業生活と家庭生活・地域活動との両立を図るために必要な環境の整備—

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できることが大切です。

核家族化の進行や共働き世帯の増加など人々のライフスタイルは多様化していますが、意識や制度はこのような変化に十分対応したものとはなっていません。

性別にかかわらず家事・育児・介護等の家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる社会の実現や、女性の職業生活での活躍の推進に向けて、男性の性別による固定的な役割分担意識の解消とその意識に基づく行動の変容を促し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備を進めることが重要です。

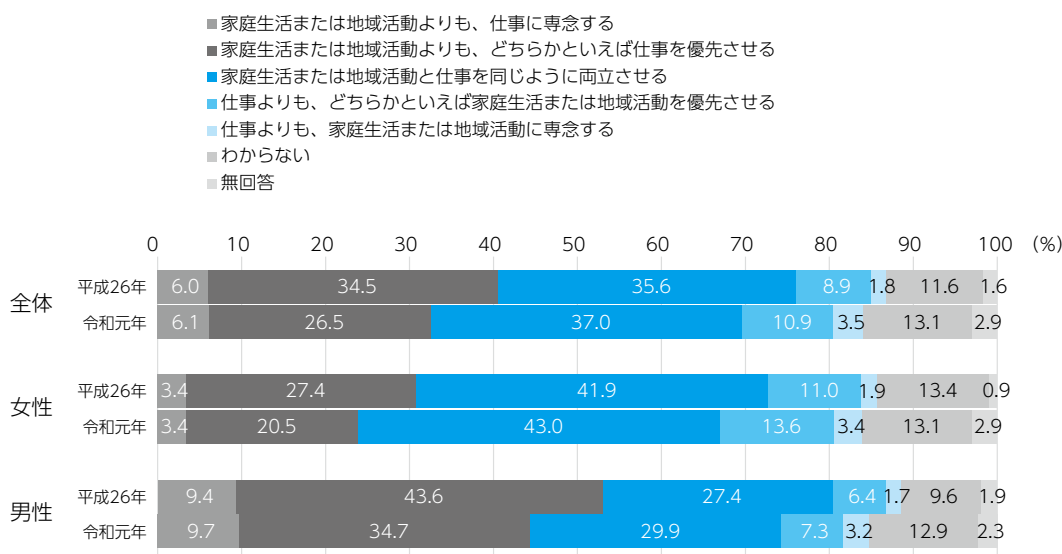
現状と課題

長時間労働の是正と職場風土の改革

仕事と家庭生活や地域活動の位置づけについて、「基礎調査」では、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと考えている人は、37.0%(女性43.0%、男性29.9%)で、「家庭生活または地域活動よりも、どちらかといえば仕事を優先させる」という人は26.5%(女性20.5%、男性34.7%)と、平成26(2014)年の前回調査と比較し、男女ともに両立を望む人が増えています(図3-4-1)。

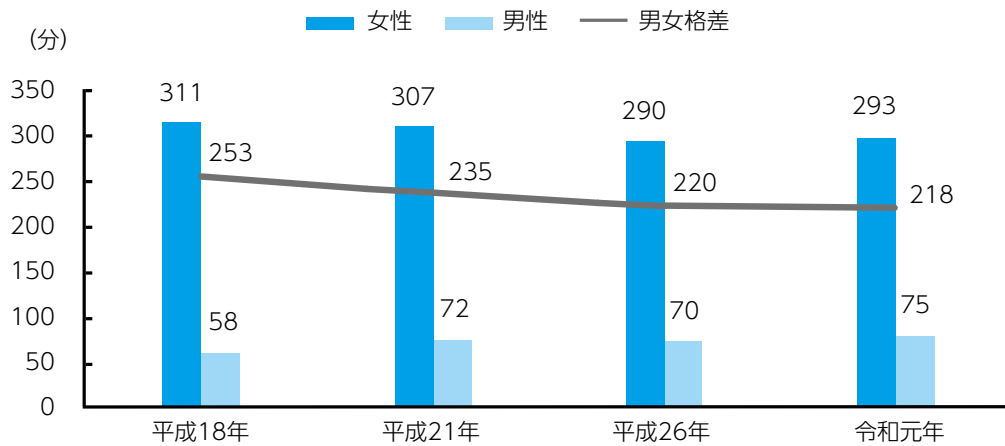
しかし、共働き世帯で平日に家事・育児・介護等に從事する時間は、女性の293分に対し、男性は75分となっており、女性により多くの負担がかかっている状況は前回調査から大きく変わっておらず、この大きな差を縮小していかなければなりません(図3-4-2)。

図3-4-1 仕事と家庭生活や地域活動などの位置付け



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

図3-4-2 共働き夫婦の家事・育児・介護平均時間の格差

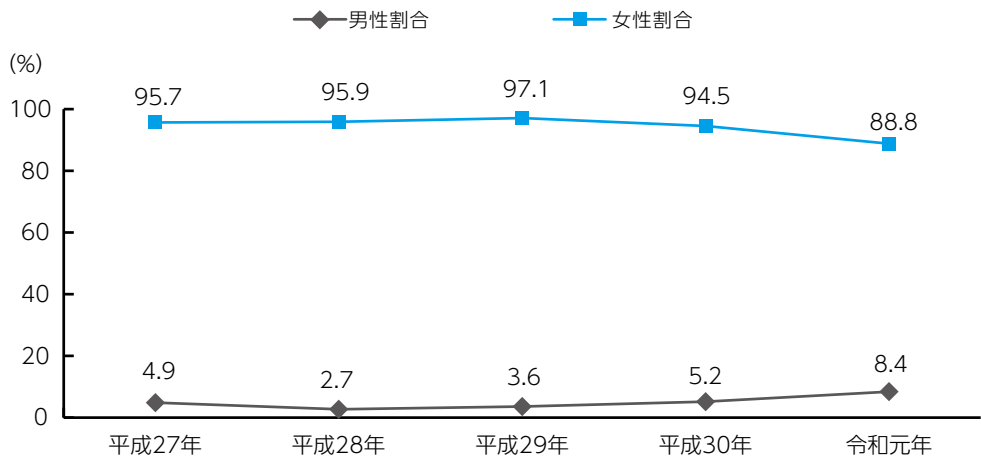


資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」

本市では、育児休業制度を利用した女性労働者は88.8%、男性労働者は8.4%という状況です(図3-4-3)。男性が家事・育児を担い、その後も主体的に子育てに携われるよう、制度の活用、とりわけ男性が育児休業を取得しやすい環境づくりが求められています。

また、介護休業制度を利用した人のうち、女性労働者は65.4%、男性労働者は34.6%という状況です(図3-4-4)。平成27(2015)年社会生活基本調査によれば、女性介護者の50.7%、男性介護者の66.0%が働きながら介護をしており、今後も増加することが見込まれます。

図3-4-3 育児休業取得率



資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」

図3-4-4 介護休業制度利用の利用者数

区分	利用者計		男性		女性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
平成30年度調査	17	(100.0%)	6	(35.3%)	11	(64.7%)
令和元年度調査	52	(100.0%)	18	(34.6%)	34	(65.4%)
中小企業	35	(100.0%)	12	(34.3%)	23	(65.7%)
大企業	17	(100.0%)	6	(35.3%)	11	(64.7%)

(注) ()内は全体に占める割合

資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」

長時間労働を前提とした従来の働き方や、休暇・両立支援制度等を利用しづらい職場の環境・風土を改善し、男性の家事・育児・介護等への参画をより一層推進する必要があります。

さらに、家事・育児・介護等の経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ、職務における視野が広がるなど、一人ひとりのキャリア形成にとっても有益であることを、男性にも周知していくことが大切です。

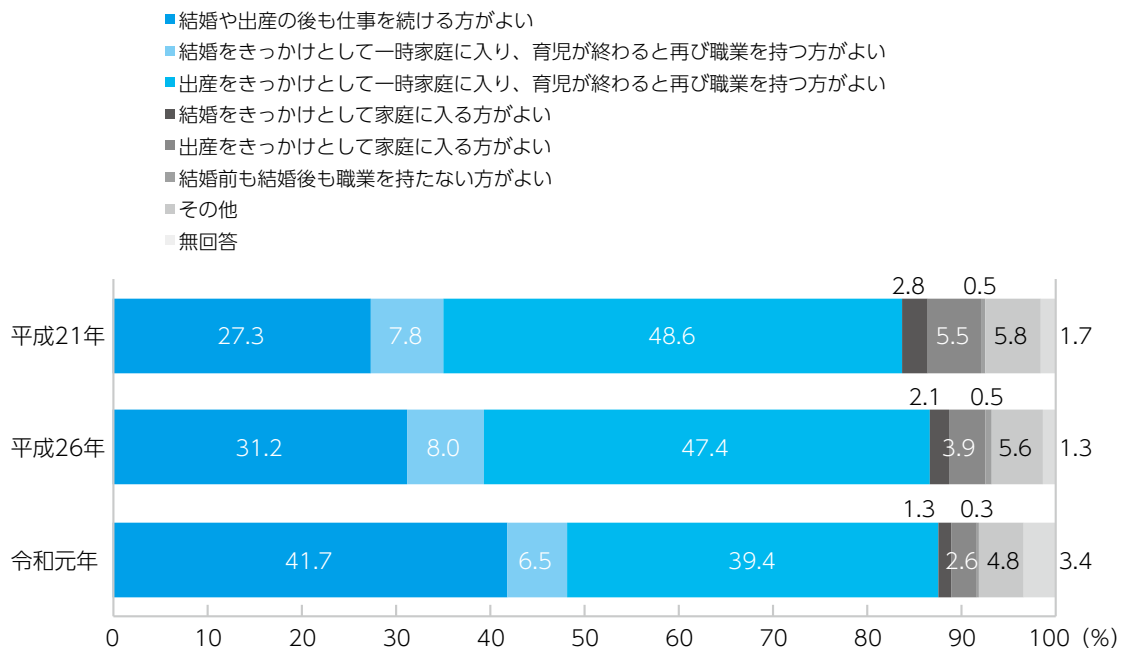
加えて、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないテレワークをはじめとした多様で柔軟な働き方等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、企業にとっても人材確保や定着、労働生産性の向上につながることを理解し、積極的に職場環境づくりを進めていくことが極めて重要です。

■仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備

女性の職業と生活設計について、「基礎調査」では、「結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」とする人は、これまで約3割で推移していたところ、直近の調査結果では41.7%となり、「出産をきっかけとして一時家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つ方がよい」とする人は、これまで約5割で推移していたところ、直近の調査結果では39.4%となり、就業継続が望ましいとする人が増えています(図3-4-5)。

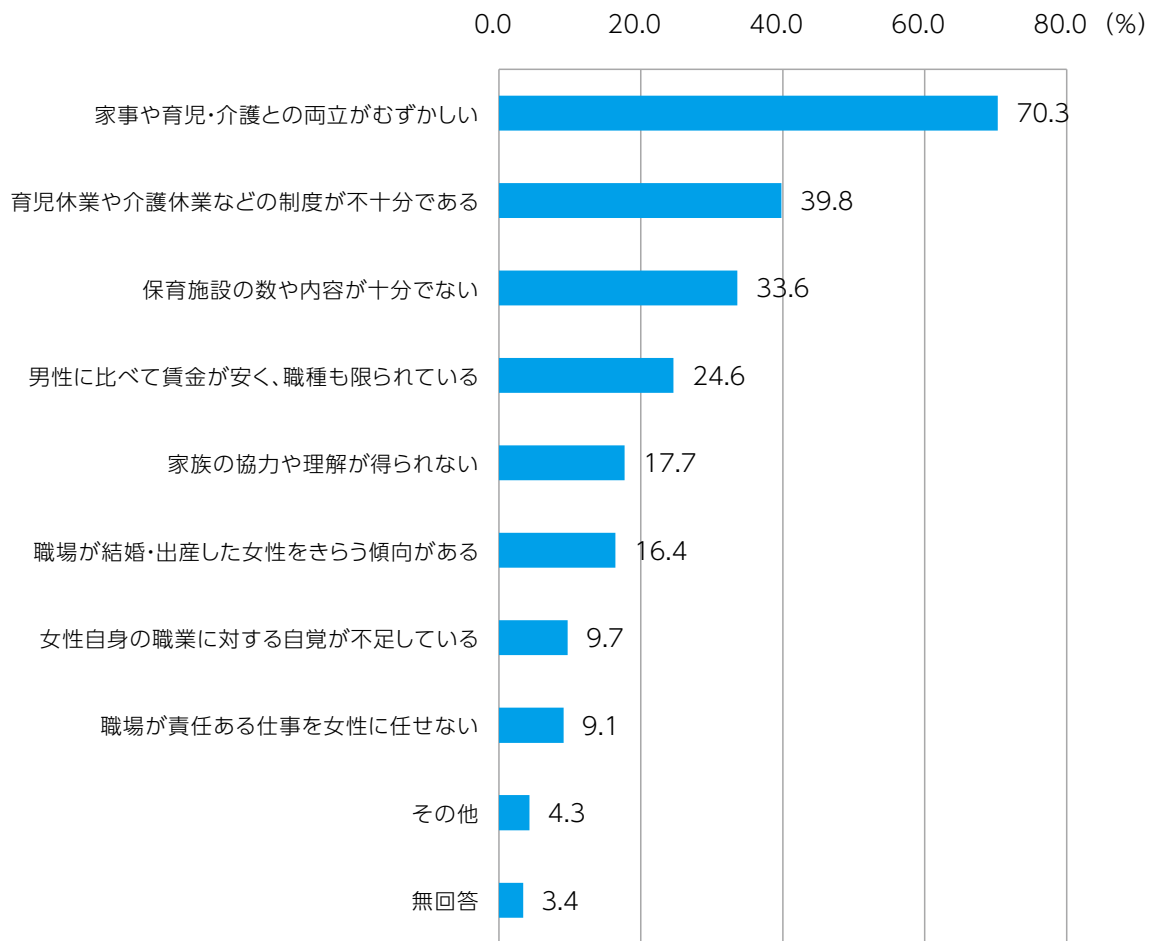
また、女性が職業を持ち続けていくうえで課題になると思われることについては、「家事や育児・介護との両立が難しい」(70.3%)、「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」(39.8%)、「保育施設の数や内容が十分でない」(33.6%)、「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」(24.6%)などとなっています(図3-4-6)。

図3-4-5 女性の職業と生活設計についての考え方



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

図3-4-6 女性が職業を持ち続けていくうえで課題になること



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

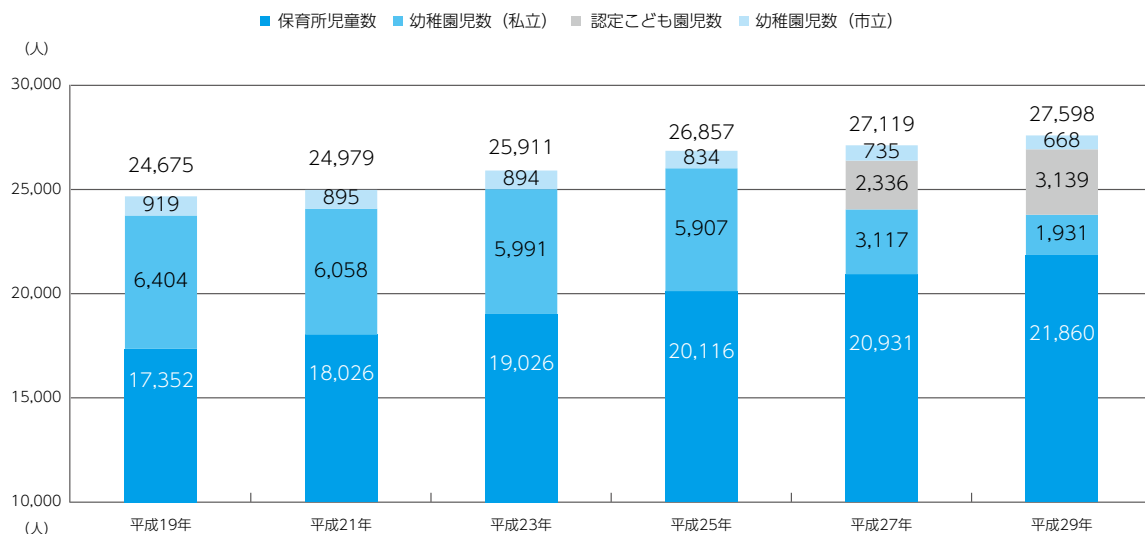
本市では、共働き世帯の増加に伴い保育園児童数が増加しています(図3-4-7)。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢化率が31.4%に達する見込みであり(図3-4-8)、これらの増加を踏まえサービス基盤の整備を進めてきました。

誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事や地域活動に参画していくためには、子育てや介護について主体的に関わっていく意識啓発を行いながら、社会全体で支援していく取組が必要です。そのため、継続して多様なニーズに合った保育サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりを進める必要があります。

また、経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭に対しては、生活の安定を図るとともに安心して子育てをしながら暮らせるよう総合的な支援を進める必要があります。

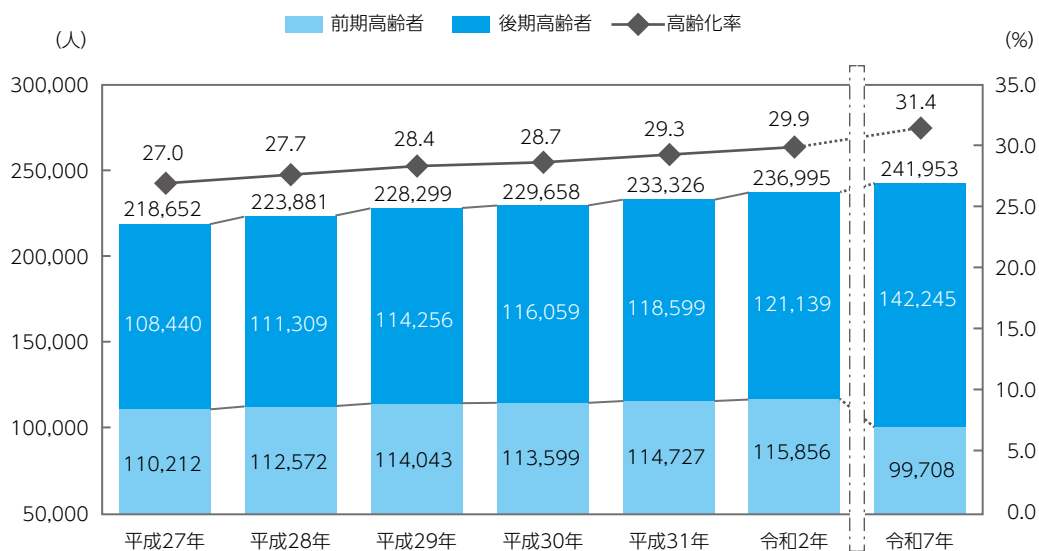
さらに、妊娠中の女性労働者への配慮のほか、不妊治療と仕事の両立、病気の治療との両立支援も求められています。

図3-4-7 保育園・幼稚園の児童数の推移



資料：新潟市「第2期子ども・子育て支援事業計画」

図3-4-8 高齢者人口・高齢率の将来推移



資料：新潟市「地域包括ケア計画」(平成30年)

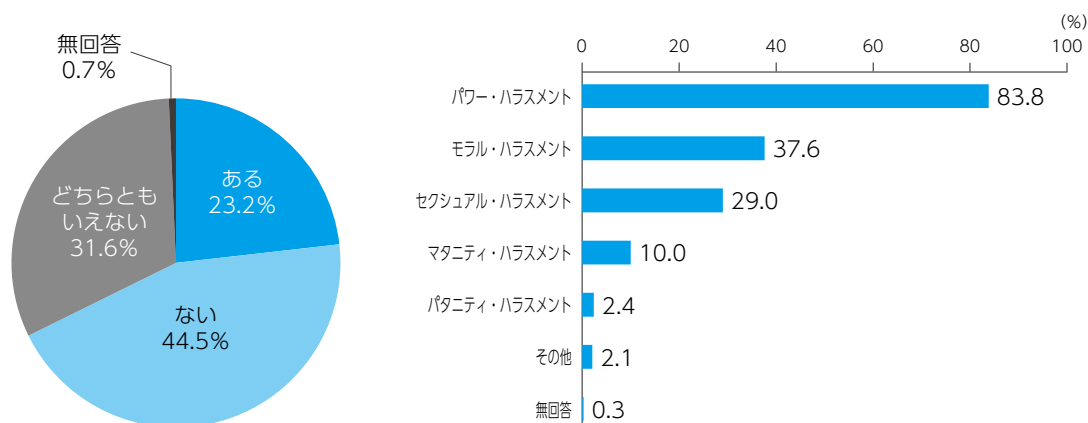
■ハラスメントのない職場の実現

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、あってはならない行為であり、近年の法改正により、職場におけるハラスメント防止対策が強化されてきました。

本市の職場におけるハラスメントについて「ある」と回答した女性の割合は23.2%となっています（図3-4-9）。

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けて取り組む必要があります。

図3-4-9 職場におけるハラスメントの有無及びそのハラスメントの種類



資料：新潟市「女性就労意識実態調査」（平成27年）

具体的取組

(1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発

① 働き方の見直しに関する啓発

- ア ワーク・ライフ・バランスの取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。（男女共同参画課、雇用政策課）
- イ ワーク・ライフ・バランスの推進について、経済界や労働団体などの関係団体等と情報共有や意見交換等を行う場を設置し、施策を検討していきます。（男女共同参画課、雇用政策課）
- ウ 多様な生き方・働き方について、様々な機会を捉えてロールモデルの発信に取り組みます。（男女共同参画課）

② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

- ア 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発のほか、育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。（雇用政策課、男女共同参画課）
- イ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、特に男性職員の子育て参画を促進します。（人事課）

③ 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

ア これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。(男女共同参画課)

目標1(3)①ア再掲

イ 男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するほか、男性が地域活動に参画するよう学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域活動を行うよう啓発します。(男女共同参画課、保健所健康増進課、生涯学習センター、公民館)

(2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援

① 子育て支援策の充実

ア 就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの拡充と質の向上に努めます。(保育課)

イ 放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。(こども政策課、障がい福祉課、地域教育推進課、公民館)

ウ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。(こども家庭課、児童相談所、保育課、障がい福祉課、保健所健康増進課)

エ 保育付き講座や学習会を開催するなど、子育て中の社会参画の機会づくりを進めます。(男女共同参画課、公民館、各課)

② 介護サービス基盤の整備・充実

ア 介護を社会的に支援するため、在宅サービス、施設サービスや相談事業など介護サービスの充実を図ります。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、障がい福祉課)

イ 誰もが介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの拡充に努めます。また、高齢者本人や介護する家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課)

③ 地域で支える環境づくり

ア 子育てを地域全体で支えていくために、地域の人材や市民団体との連携を図りながら子育て支援のネットワークづくりを進めます。(こども政策課、公民館)

イ 高齢者や障がい者等が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域での見守り体制の充実に努め、自立を支えます。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課)

ウ ボランティア活動や地域活動等を通じて高齢者の社会参画を促進します。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課)

④ ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実

ア ひとり親家庭が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援や就労に関する支援を行います。

また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な支援に努めます。(こども家庭課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

目標6(3)①ア再掲

- イ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの生活上の相談に応じ、新潟県・新潟市ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、生活や養育費等自立に向けた相談や支援制度等の情報提供を行います。(こども家庭課、区役所健康福祉課)

目標6(3)①イ再掲

(3) ハラスメントのない職場の実現

① セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止

- ア セクシュアル・ハラスメントのほか、いわゆるマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントを防止する環境づくりのため、啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課) 目標6(2)①ア再掲

コラム 歴史紹介「働く新潟の女性たち」

江戸時代から新潟の女性はよく働きました。新潟市歴史博物館みなとぴああまの常設展示『蟹の手振り』には、新潟海岸で男性たちとともにイワシ漁の地引網を引く女性たちが描かれています。天秤棒で荷を担いで物を売るポテ振りや馬子、土運びなどの力仕事もいとわずに行う新潟の女性たちに旅人も驚いたという資料もあります。そうした働く女性たちが湊町の新潟にとっては重要でした。

また、女性に限らず働く親にとって子どもの保育施設は不可欠です。新潟市内では明治23(1890)年に赤沢あつとみ鐘美が保育事業を始めました。その後赤沢は、保育環境に恵まれない子どもを守り、ひとり親を助ける目的に事業を拡充し、それが中央区東湊町通の赤沢保育園に引き継がれていきました。赤沢保育園は日本初の保育園ともいわれています。



写真 『蟹の手振り』新潟海岸のイワシ網漁(部分)
男性とともにイワシ漁の地引網を引く女性

目標
5

性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

— 「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の尊重—

男女が豊かな人生を送るためには、互いの性を十分に理解し、尊重しながら、生涯にわたり健康を確保していくことが不可欠です。

特に女性は、妊娠や出産のための身体的な特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階を通じた健康確保の重要性を理解することが大切です。

本市ではこれまで、学校での性教育をはじめ、性を正しく理解するための普及啓発のほか、生涯を通じた健康づくりの支援、心身の健康に関する相談事業など、男女の健康確保に向けた施策を行ってきました。

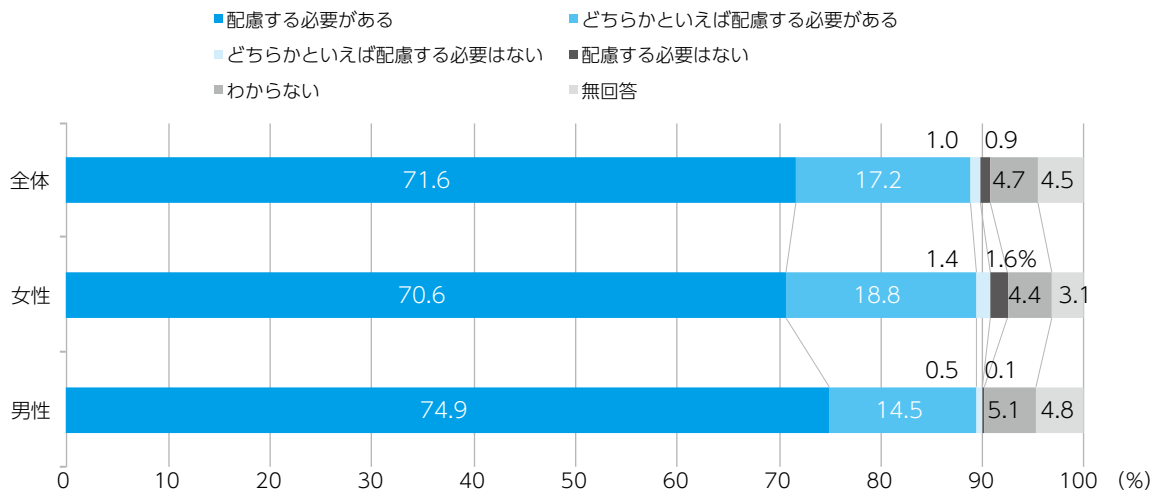
現状と課題

性に関する正しい理解の促進

「基礎調査」では、「妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきである」「どちらかといえば配慮する必要がある」と考える人の割合は約9割で、男女ともに高い割合を示しています(図3-5-1)。また、「女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと」では、「配偶者やパートナー間の話し合い」(74.9%)に続いて、「学校における性教育」(41.1%)、「学校における女性の健康と権利に関する教育」(36.3%)、「親子間の話し合い」(29.4%)、などとなっています(図3-5-2)。

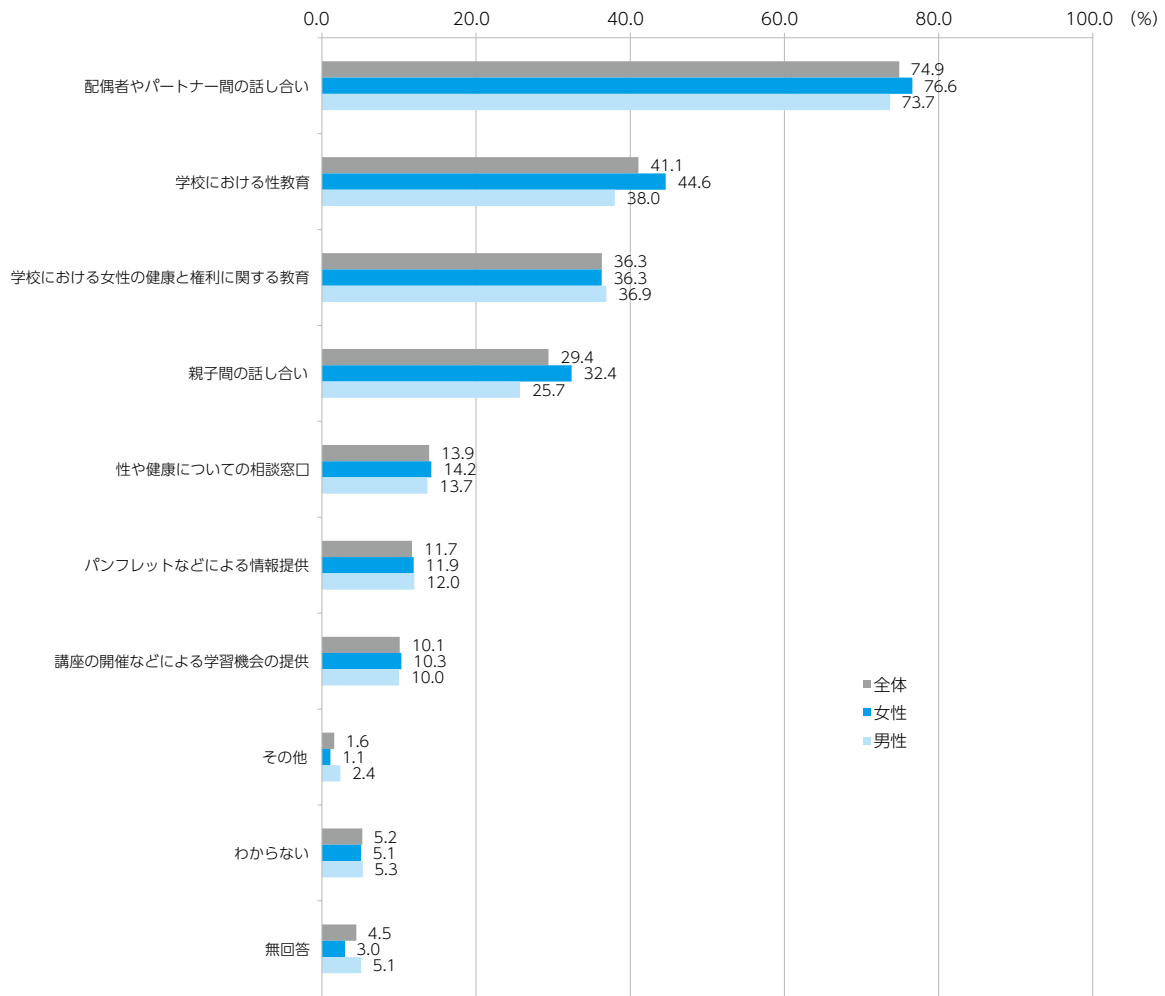
引き続き、若い世代に互いの性を理解し、尊重する性教育を実施するとともに、家庭での理解促進のため学習機会や啓発活動を充実していくことが必要です。

図3-5-1 女性の健康と権利についての配慮



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

図3-5-2 女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

生涯にわたる健康の確保

近年は、初産年齢の上昇や平均寿命の延伸等の健康に関わる状況が変化してきています。

人生100年時代を迎える中で、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点からも、男女が生涯の各段階を通じて、互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重し合いながら、ともに将来のライフデザインを描き、的確に自己の健康管理ができるよう支援することが必要です。

このため、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導、健診の充実、不妊に対する対応とともに、がんの早期発見、早期治療のために受診しやすい環境づくりが引き続き求められています。

さらに、次世代への影響が懸念される性感染症などに対しても取組が必要です。

(1)性を理解・尊重するための啓発活動の推進

① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実

- ア 学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。(学校支援課、保健給食課)
- イ 学校・行政・地域・家庭が連携し、個人が将来のライフデザインを描き、希望が実現できるように、性に関する正しい知識と、望まない妊娠や性感染症の適切な予防行動の普及啓発を行います。(学校支援課、保健給食課、こども家庭課、保健所保健管理課)
- ウ 地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。(こども家庭課、公民館)

② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

- ア 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」等において、性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。(男女共同参画課)

(2)生涯を通じた健康づくりの支援

① 生涯にわたる健康づくりのための支援

- ア 生活習慣病予防や介護予防のため、特定健康診査・特定保健指導、健康教育や健康相談を実施します。(保険年金課、保健所健康増進課、地域包括ケア推進課、保健給食課)
- イ がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を実施します。特に女性特有のがんである子宮頸がん、乳がんの受診率向上に努めます。(保健所健康増進課)
- ウ HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用などについて、地域や学校とも連携して正しい知識の普及・啓発、情報提供を行うほか、安心して相談ができ、検査が受けやすい環境づくりを進めます。(保健所保健管理課、学校支援課、保健給食課)

② こころとからだの相談体制の充実

- ア 女性のこころとからだ、性に関する専門相談を実施し、問題解決を支援します。(男女共同参画課)

③ 妊娠・出産等に関する健康支援

- ア 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。(こども家庭課)
- イ 安心・安全な出産のため、妊娠中の保健指導や健康管理、また産後の母体保護を支援し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。(こども家庭課、保健所健康増進課)
- ウ 育児の不安を解消するための情報提供や男女で互いに協力することの必要性の啓発を行います。(こども家庭課)
- エ 特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。(こども家庭課)

配偶者等からの暴力(DV)や交際相手からの暴力(デートDV)、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は個人の尊厳を害し、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

本市では、広報、相談、被害者支援等に取り組んでいますが、こうした被害をなくすためには、DV等の人権侵害行為に関する理解を深めてもらい、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成していくことが必要です。

また、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。様々な困難を抱える女性に対する支援を行い、安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。

DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画(49ページ)に掲載

現状と課題

■ハラスメントや性犯罪・性暴力などのない安心して暮らせる環境づくり

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対しては、男女雇用機会均等法で事業主に雇用管理上の措置義務があります。「新潟市男女共同参画推進条例」においても、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントなど「性別による権利侵害の禁止」を規定しています。

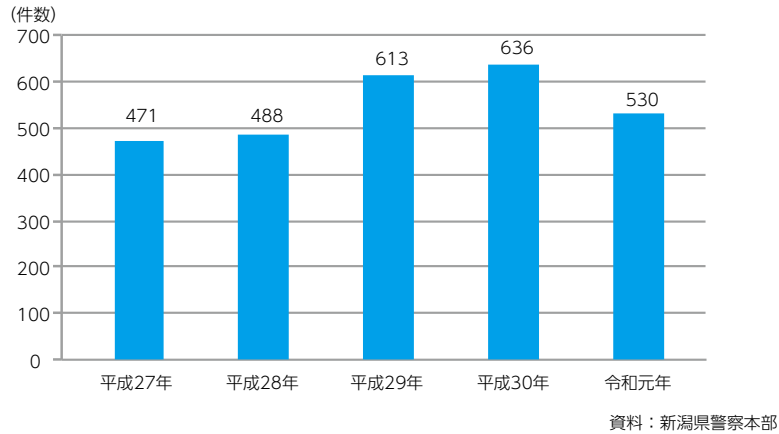
本市ではセクシュアル・ハラスメント防止の啓発に努めてきましたが、職場だけでなく教育の場や地域活動等でのセクシュアル・ハラスメントについても防止に向けた意識啓発を行い、正しい理解を広めていくことが必要です。また、働く女性が妊娠・出産を理由に受けるいわゆるマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止の啓発に一層取り組むことが求められています。

また近年、性犯罪・ストーカー行為等の犯罪や、インターネットやゲームソフトなどでの女性に対する性暴力表現、性の商品化、リベンジポルノ、SNSを使った人権侵害等が問題になっています(図3-6-1)。

今後は、性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策を強化する国の取組状況を踏まえ、対応していく必要があります。

人間としての尊厳を傷つける女性に対する暴力についての認識を徹底し、その防止に努めるとともに、様々なハラスメントの被害を受けることなく安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

図3-6-1 ストーカー事案の概況



■ 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

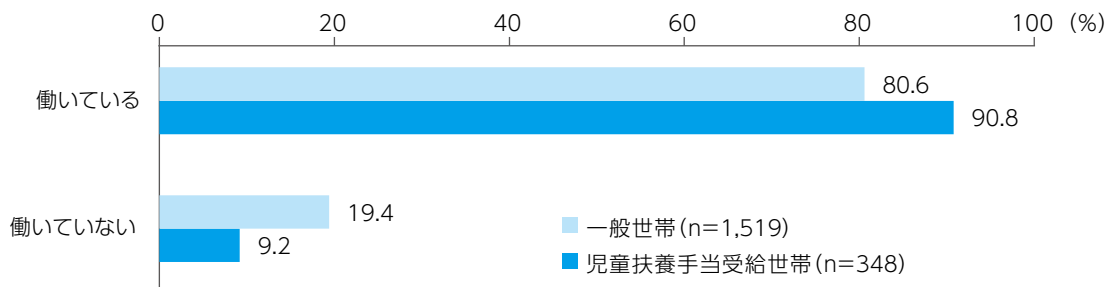
女性は、社会制度や慣行等を背景とした性差による偏見や男女間の格差によって、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。とりわけ、ひとり親や単身女性、高齢女性など、不安定な就業を継続せざるを得ない状況があることに留意が必要です。

本市の児童扶養手当受給世帯の母親の就労率は90.8%と高くなっていますが、パート・アルバイト等が33.2%、派遣社員・契約社員が11.7%など非正規雇用も多くなっています(図3-6-2)(図3-6-3)。

児童扶養手当受給世帯においては19%の世帯で過去1年以内に経済的な理由で「必要な衣料を買えなかった」経験があり、約10%の世帯で「必要な食料を買えなかった」経験があるなど、ひとり親家庭は厳しい状況にあります(図3-6-4)。生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう、そして貧困を次世代に連鎖させないよう、相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組む必要があります。

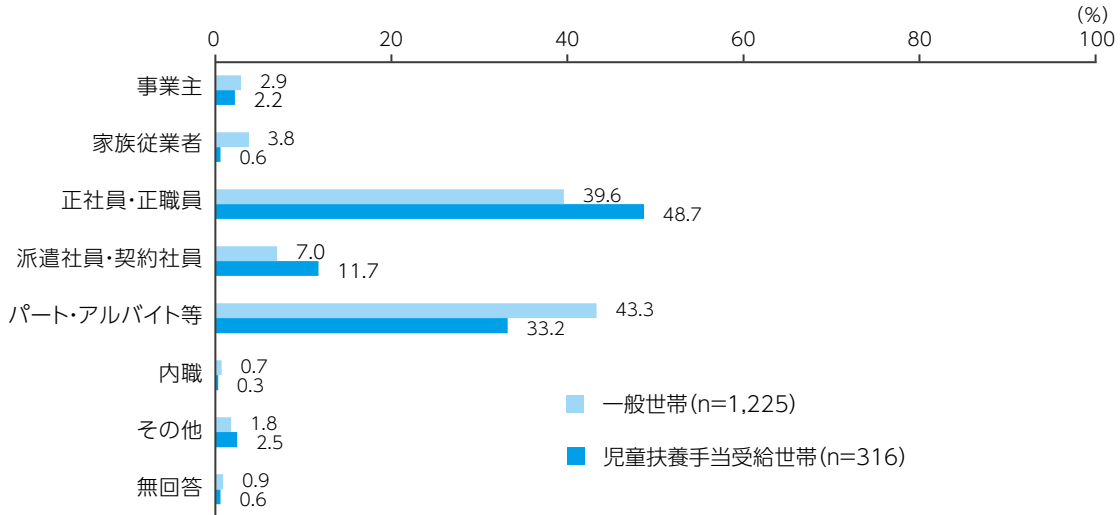
平成27(2015)年4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業の実施が義務付けられていることから、相談内容に応じて必要な情報提供や助言等を行っていくことが必要です。

図3-6-2 児童扶養手当受給世帯の母親の就労状況



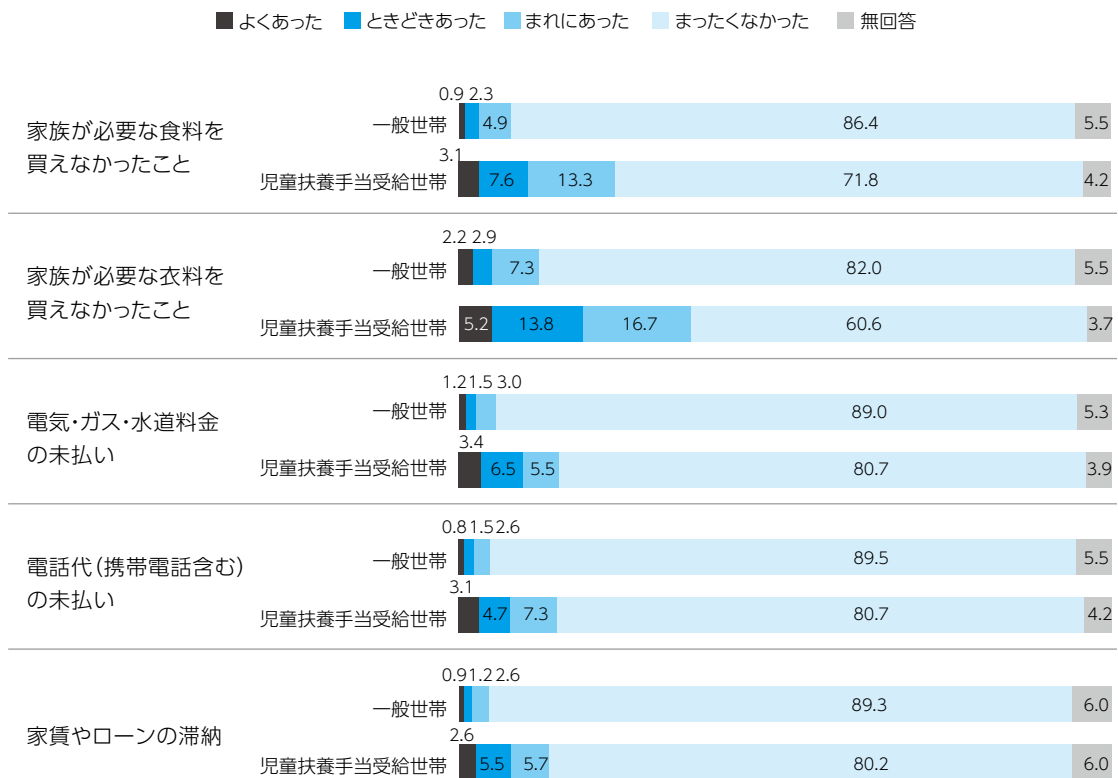
資料：新潟市「子ども・若者の生活状況等に関する調査」(平成29年)

図3-6-3 児童扶養手当受給世帯の母親の就労形態



資料：新潟市「子ども・若者の生活状況等に関する調査」(平成29年)

図3-6-4 児童扶養手当受給世帯が経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験の有無



資料：新潟市「子ども・若者の生活状況等に関する調査」(平成29年)

具体的取組

(1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり

具体的な取組については、49ページ「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき実施。

(2) セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進

① セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止

- ア セクシュアル・ハラスメントのほか、いわゆるマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントを防止する環境づくりのため、啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課) 目標4(3)①ア再掲
- イ 市職員や教職員に対し、各種ハラスメントの防止を周知徹底します。(人事課、学校人事課)

② 女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

- ア 関係機関等と連携して女性に対する暴力防止のための意識啓発や、性犯罪、ストーカーなどの犯罪等に巻き込まれないよう、地域での広報・啓発活動を進め、性犯罪・性暴力の相談窓口の周知に努めます。(男女共同参画課、市民生活課)
- イ 青少年に悪影響を及ぼす恐れのある社会環境の健全化に取り組むとともに、地域団体等と協力して安全な環境づくりを進めます。(地域教育推進課、市民生活課)

(3) 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

① ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実

- ア ひとり親家庭が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援や就労に関する支援を行います。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な支援に努めます。(こども家庭課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

目標4(2)④ア再掲

- イ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの生活上の相談に応じ、新潟県・新潟市ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、生活や養育費等自立に向けた相談や支援制度等の情報提供を行います。(こども家庭課、区役所健康福祉課)

目標4(2)④イ再掲

- ウ 女性相談員が様々な生活上の困難に関する相談に応じ、困難を抱えた女性の置かれた状況に合った適切な支援機関につなぎます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課)

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援 基本計画

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援基本計画

1

計画の基本的な方向性

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する理解を広めるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関や民間支援団体との連携を強化し、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

また、令和2(2020)年4月施行のDV防止法と国の基本方針改正で、児童相談所との相互連携が明確化されたことから、児童虐待事案において適切に対応していくことが必要です。

DV防止法の趣旨を踏まえ、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援のため、この計画では、次の4項目を施策の方向として取組を進めます。

- (1) DVを容認しない社会づくりの推進
- (2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実
- (3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実
- (4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

2

施策の内容

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

DVを防止するためには、DVについての理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

また、DVについては、早期の対応が深刻な状況に陥ることを防ぐことになるため、被害者が早期に適切な相談や支援を受けられるようにすることが重要です。

現状と課題

■DV防止の意識啓発の推進

「基礎調査」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合は23.5%で、平成26(2014)年の前回調査と比較すると、全体で2.9ポイント増加し、約4人に1人が被害を経験しています(図4-1)。

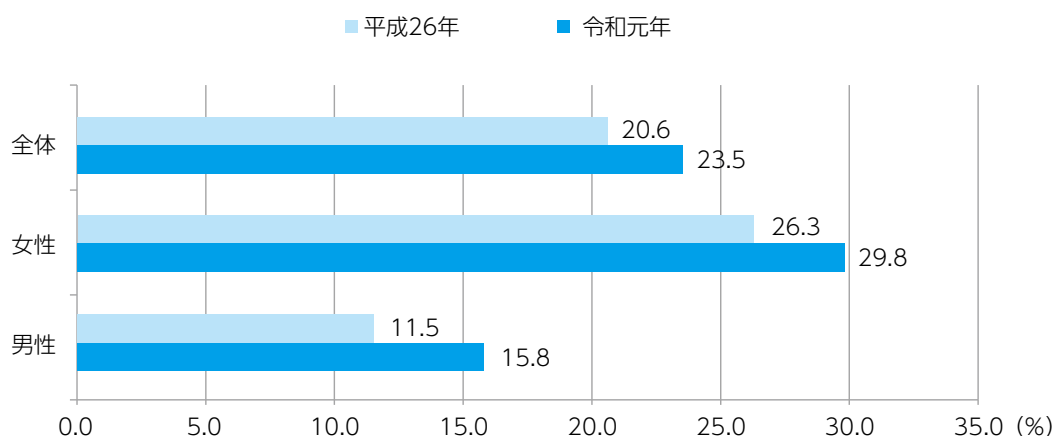
本市では、広報紙や講座などにより市民への広報・啓発を行っていますが、DVについての認識を一層深めるため、DVの実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

近年は、配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。若年層へのDV防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、学校や民間支援団体と連携して、一層充実していく必要があります。

一方で高齢者におけるDV被害も一定程度あることを踏まえ、高齢の被害者に対する広報・啓発の充実が求められています。

また、DV防止のため、加害者に関する施策も課題となっています。国の検討状況を踏まえ、対応を検討していく必要があります。

図4-1 配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

■DV相談窓口の周知

「基礎調査」では、DV被害の経験があると回答した人のうち、DVについてどこにも相談しなかったという人は全体で49.0% (女性44.7%、男性59.1%) となっており、その理由としては、「自分にも悪いところがあったから」(27.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(26.5%)、などが高い割合となっています。平成26(2014)年の前回調査と比較すると、どこにも相談しなかった人の割合は、全体で40.1% (女性34.1%、男性54.1%) から8.9ポイント (女性10.6ポイント、男性5.0ポイント) 増加しており、被害者の中には、DVを受けているとの認識は高まったものの、どこにも相談せずに抱え込んでいる状況があると思われます(図4-2)(図4-3)。

一方で、DV相談窓口の認知度は増加し、どこも知らないと回答した人の割合は42.9%と、前回調査と比較し9.3ポイント減少しています(図4-4)。

相談窓口の利用について、被害者だけで悩むことなく早期に適切な相談や支援が受けられるよう、広く周知するとともに、医療関係者等へ情報提供することが必要です。

図4-2 DVに関する相談先

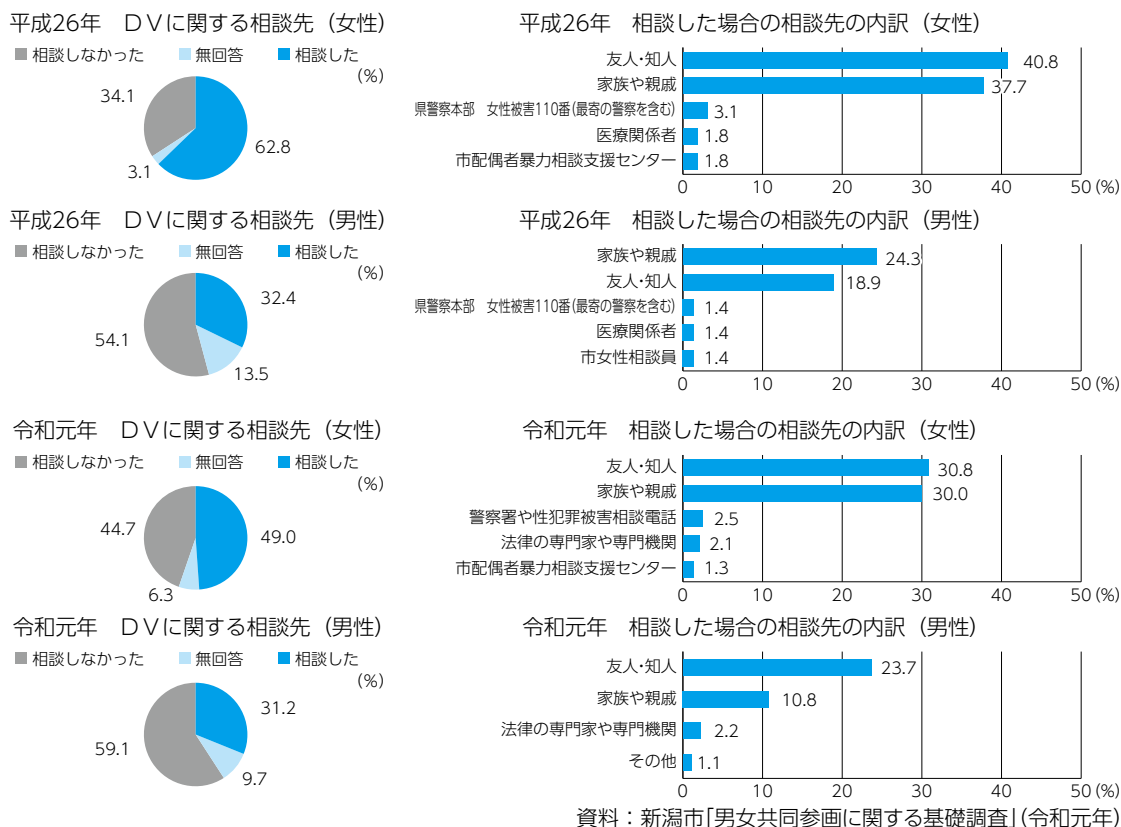


図4-3 DVに関する相談をしなかった理由

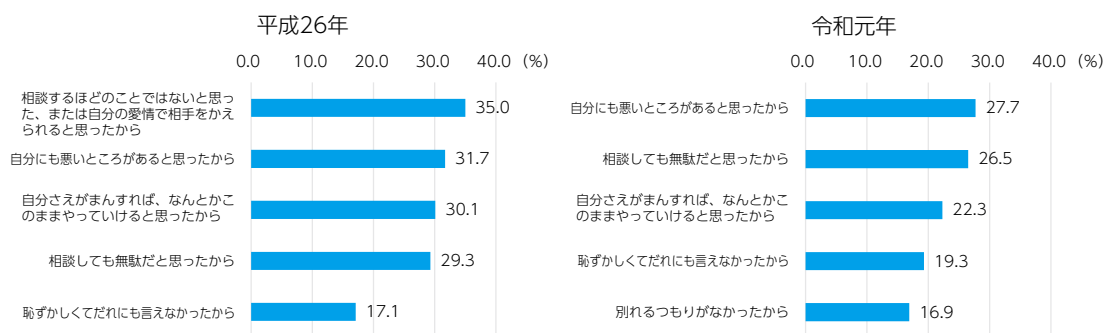
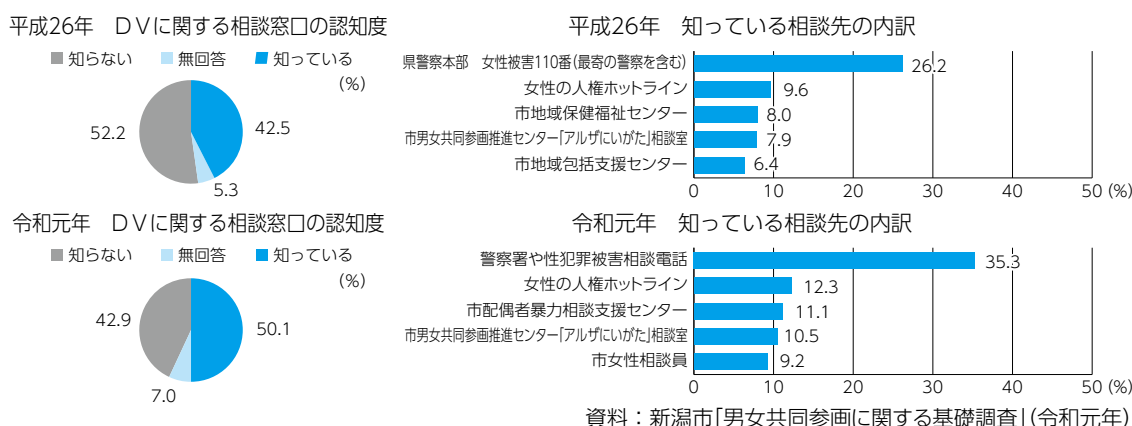


図4-4 DVに関する相談窓口の認知度



(参考データ)

図4-5 DV相談件数

新潟市

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配偶者暴力相談支援センター	576	662	730	1,395	1,814
区役所	3,962	4,667	4,812	2,339	3,299
男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	317	287	165	184	148
計	4,855	5,616	5,707	3,918	5,261

※「区役所」は、女性相談員の相談件数

資料：新潟市

新潟県

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
女性福祉相談所	241	182	263	257	270
警察	1,106	1,142	1,287	1,379	1,475

※新潟県女性福祉相談所：新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関

※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数

資料：新潟県子ども家庭課・新潟県警察本部

具体的取組

① DV防止の意識啓発の推進

- ア DVが人権侵害であるという認識を深め、DV防止に向けた意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報を充実します。(男女共同参画課)
- イ DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。(男女共同参画課)
- ウ 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりについて、中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)
- エ 加害者の更生については、国の検討状況を踏まえ、対応について検討していきます。(男女共同参画課)

② DV相談窓口の周知

- ア 配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知していきます。(男女共同参画課)
- イ 外国人や障がい者など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課)
- ウ 被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。(男女共同参画課)

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

相談は、被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、安全と安心の確保を図りながら適切な支援につないでいくことが求められます。

また、相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図る必要があります。

現状と課題

■安全に安心して相談できる体制づくり

本市では、配偶者暴力相談支援センターを中心に区役所の女性相談員、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等においてDV相談を実施しています。DV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や障がいのある被害者への配慮など多様化・複雑化する相談に対応できるよう、体制を強化していく必要があります。

■相談従事者の研修の充実

相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報の保護、安全と安心の確保、DVは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。

また、被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、様々な相談窓口を利用します。窓口の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、今後も継続して情報交換や研修を実施することが必要です。

具体的取組

① 安全に安心して相談できる体制づくり

- ア 被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課)
- イ 夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、警察および新潟県女性福祉相談所との連携を強化します。(男女共同参画課)
- ウ 外国人や障がい者、性的マイノリティなど様々な被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課、区役所健康福祉課)

② 相談従事者の研修の充実

- ア 相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。(男女共同参画課)
- イ 相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、関係職員の研修等を実施します。(男女共同参画課)

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

DV被害者の安全の確保は最も重要であり、被害者自身の意思を尊重して、保護や適切な支援を行うため、警察や庁内外の関係機関等と連携が必要です。

相談の段階から個人情報の管理を徹底するとともに、避難後であっても加害者からの問い合わせ等に対して適切に対応しなければなりません。

被害者の自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っていますが、被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要です。

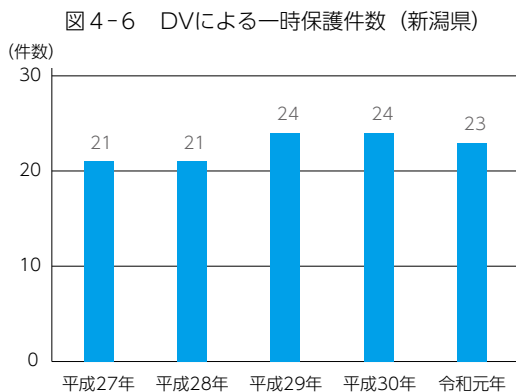
現状と課題

■安全に配慮した保護体制の充実

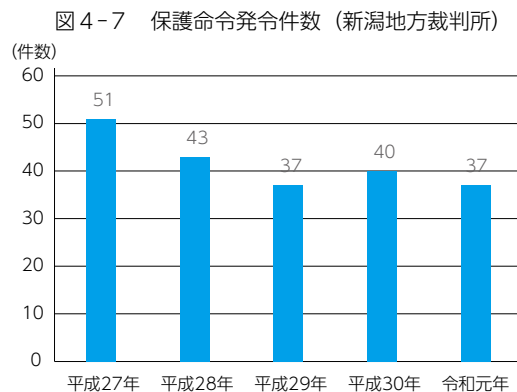
DV加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察や新潟県女性福祉相談所と連携して一時保護へつないでいます。更に、被害者が一時保護されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供するなど、安全確保に向けた体制づくりを行っています。

配偶者暴力相談支援センター及び女性相談員は、保護命令の制度利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡などの支援を行う必要があります。

(参考データ)



資料：新潟県子ども家庭課



資料：最高裁判所

■総合的な相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員や関係課とともに被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決につなげるため、相談者に寄り添いながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

■ 自立支援策の充実

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要であり、被害者の状況やニーズに応じて、相談員が窓口に行き支援を行っています。

また、被害者は、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、被害者の子どもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、子どもへの深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

被害を受けた外国人や高齢者、障がい者については、それぞれの状況に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

具 体 的 取 組

① 安全に配慮した保護体制の充実

- ア 警察や新潟県女性福祉相談所と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。
(男女共同参画課、区役所健康福祉課)
- イ 一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。
(男女共同参画課)

② 総合的な相談支援体制の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、女性相談員とともに、円滑で切れ目のない被害者支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、関係課)
- イ 被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。(男女共同参画課、関係課)
- ウ 被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。(男女共同参画課、関係課)

③ 自立支援策の充実

- ア 被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- イ 生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(男女共同参画課、関係課)
- ウ 母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は入所による支援を行うとともに、市営住宅等への入居支援など、住宅確保に向けた支援を行います。(男女共同参画課、こども家庭課、住環境政策課、区役所健康福祉課)
- エ 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。
(こども家庭課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- オ 被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等と連携し支援を行います。(こころの健康センター、男女共同参画課)

- カ 被害者の同伴児童など、DV被害の環境下にある子どもについては、安全確保やこころのケア、学習支援などを行います。(児童相談所、保育課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課)
- キ 被害を受けた外国人や高齢者、障がい者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関や支援団体と連携して支援を行うとともに、状況に応じて通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。(国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課)

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

DV対策については、幅広い分野にわたる関係機関等が、様々なかたちで効果的に連携する必要があります。

また、医療機関や児童相談所などの保健・福祉機関など、日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員が、被害者を早期に相談窓口につなぐことができるよう、DV防止や通報について周知するとともに、相談関係機関等によるケース検討会議の実施などにより連携を強化し、相談・支援の充実を図ることが必要です。

現状と課題

■ 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

DVと関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待については、日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の実務担当者による会議や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、協働してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

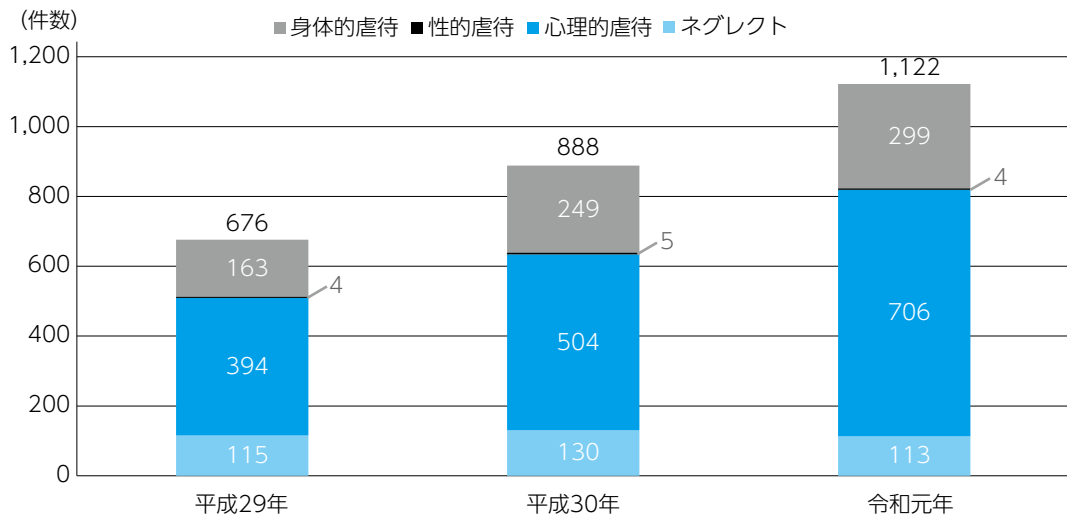
■ DV対応と児童虐待対応との連携強化

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要です。

特に、DV対応と児童虐待対応との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)において、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員は、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされ、児童相談所との相互連携が明確化されました。

(参考データ)

図4-8 新潟市児童相談所の児童虐待相談対応件数



資料：新潟市児童相談所

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

具体的取組

① 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

- ア 被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関や、保健・福祉関係機関(児童・高齢者・障がい者虐待対策)、学校・教育機関との連携を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター)
- イ 実務担当者による会議や研修、新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」等を通じて関係機関や民間支援団体との連携を図ります。(男女共同参画課)
- ウ 民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。(男女共同参画課)

② DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ア 児童相談所や警察、子どもが所属する保育園・幼稚園・学校などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、こども家庭課、保育課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター)
- イ 要保護児童対策地域協議会への参加や、個別ケース検討会議の開催により適切な保護と切れ目のない支援の充実を図ります。(男女共同参画課、こども政策課、児童相談所、区役所健康福祉課)

第5章

計画の推進

第5章 | 計画の推進

1

計画の進行管理

本計画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を業務の継続的改善手法(PDCA サイクル)により着実に進めていくため、達成度を測るための指標を設定したうえで毎年点検・評価し、その結果を公表します。

(1) 指標の設定

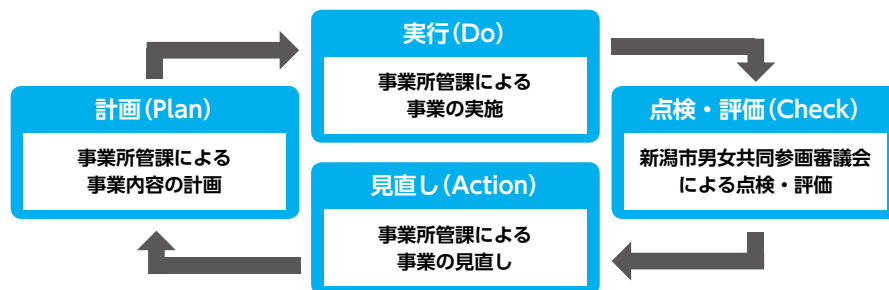
本計画の6つの目標ごとに「成果指標」「参考指標」の2種類の指標を設定します。

「成果指標」は計画期間中に達成すべき数値目標で、事業実施による成果を測る指標、「参考指標」は各目標に関連する状況を把握するため参考とするもので、数値目標を設定しない指標です。

(2) 評価と公表

本計画に基づく施策の実施状況を事業所管課・男女共同参画課・新潟市男女共同参画審議会の3段階で毎年点検・評価し、年次報告書を作成して公表します。

男女共同参画の推進に関する個別事業の実施状況及び目標ごとに成果指標や参考指標と関連付けた進捗状況を新潟市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。



2

推進体制の充実・強化

本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各部署が男女共同参画の視点を持って施策を総合的、計画的に進めるため、職員の男女共同参画についての理解を深めるとともに、庁内における推進体制の充実・強化を図ります。

あわせて、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ります。

また、男女共同参画施策の充実を図るため、定期的に、男女共同参画推進に関する実態把握を行います。

(1) 男女共同参画審議会

市長の附属機関である新潟市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し市長に答申するほか、計画の進捗状況についての評価等を行い、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 男女共同参画推進会議

本計画を全庁的な取組の下で進めるため、市長を議長とし全部長等で構成する新潟市男女共同参画推進会議を定期的開催し、各部署が男女共同参画の視点に立ち、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 男女共同参画の視点を持った施策の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って施策を推進することができるよう、男女共同参画についての理解を深めるための情報提供や研修を充実します。

(4) 拠点施設の機能の充実

新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画を推進する施策を実施し、市民、事業者、市民団体による取組を支援するための拠点施設として、能力開発・職業支援・情報・相談・調査研究・交流・保育の7機能の一層の充実を図ります。特に、情報発信機能の充実や公民館や市民団体と連携した地域への男女共同参画に関する啓発事業の展開を図ります。

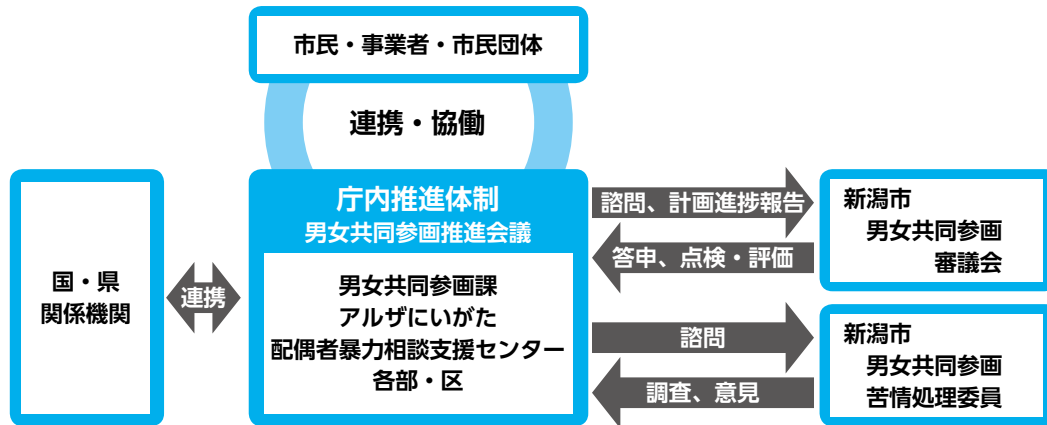
また、新潟市配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援の中心機関として、本計画の前章のとおり、(1)DVを容認しない社会づくりの推進 (2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実 (3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化を行います。

(5) 地域における男女共同参画の推進

各区と連携し、地域での男女共同参画を推進するための啓発活動の取組を進めます。

(6) 市民、市民団体、事業者等との連携、協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や市民団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。そのため、意見交換・協議を行う場を設けることなど、市民団体や事業者等との連携を一層進め、事業の協働実施に積極的に取り組みます。



(7) 男女共同参画苦情処理制度

市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を申し出ることができる苦情処理制度が広く活用されるよう、より一層の市民周知を図ります。

(8) 関係機関等との連携強化

国・県等の関係機関との一層の連携を進め、情報の共有化や事業協力を図ります。

指標一覧

【指標の分類】

成果指標 計画期間中に達成すべき数値目標を設定し、事業実施による成果を測る指標

参考指標 各目標に関連する状況を把握するため参考とするもので、数値目標を設定しない指標

	分類	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	
目 標 1	成果	1 市民の性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭(家事・育児)」という考 え方に反対する人の割合	59.9%	80%以上	
	成果	2 「男女共同参画社会」という用語の周知度	65.0%	80%以上	
	成果	3 男女の地位の平等感	法律や制度	29.8%	40%以上
			社会通念・慣 習・しきたり	9.3%	15%以上
			家庭生活	32.9%	40%以上
			地域社会	29.1%	40%以上
	成果	4 男女平等教育パンフレットを活 用した保護者啓発の割合	小学校3年生	86.0%	90.0%
			小学校6年生		
			中学校2年生		
	成果	5 アルザにいがた講座利用者満足度	94.6%	95.0%	
参考	6 小・中学校の男女平等教育パン フレットを活用した授業割合	小学校3年生	100.0%		
		小学校6年生	100.0%		
		中学校2年生	100.0%		
参考	7 アルザにいがた主催講座参加者数	798人			
参考	8 アルザ情報(メール配信)登録数	464人			

	分類	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	
目 標 2	成果	9 審議会等における女性委員割合	42.9% ※1	45%以上	
	成果	10 女性委員のいない審議会等の割合	1.2% ※1	0%	
	成果	11 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	15.2% ※2	30%以上	
	成果	12 市立学校園の女性管理職(校長・教頭)の割合 ※小・中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園	18%	20%以上	
	参考	13 女性委員割合が45%以上の審議会等の割合	54.6% ※1		
	参考	14 市立小・中学校の校長・教頭に おける女性の割合	小学校・校長	24.5% ※2	
			小学校・教頭	15.8% ※2	
			中学校・校長	8.9% ※2	
			中学校・教頭	9.8% ※2	
	参考	15 自治会長・町内会長の女性割合	5.8% ※2		
参考	16 市防災士の会の女性会員数	38人			

	分類	項目		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
目標3	成果	17	職場における男女の地位の平等感	22.6%	30%以上
	成果	18	女性の有業率(25～44歳)	80.4% ※3	85%
	成果	19	民間企業の女性管理職比率	15.4% ※4	30%
	成果	20	家族経営協定締結農家の割合	10.8%	市内認定 農業者数の 15%以上
	参考	21	男女別正規従業員の割合	男性 79.1% ※3	
			女性 46.1% ※3		
参考	22	所定内賃金の男女格差	71.9		

	分類	項目		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
目標4	成果	23	共働き夫婦の家事等平均時間の格差	218分 (女293)(男75)	180分以内
	成果	24	男性の育児休業取得率	8.4%	30%
	成果	25	男性市職員の育児休業取得率	13.2%	30%
	成果	26	週間就業時間が60時間以上の男性の割合	11.9% ※3	5%
	成果	27	年次有給休暇取得率	48.1%	58.0%
	成果	28	保育所待機児童数	0人	0人
	参考	29	ハッピーパートナー企業登録数(新潟市)	385社 ※5	
	参考	30	要介護認定者数	45,450人 ※6	
参考	31	職場で何らかのハラスメントがあると回答した女性の割合	23.2% ※4		

	分類	項目		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
目標5	成果	32	妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきであるとする人の割合	88.8%	100%
	成果	33	新潟市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	37.3% ※7	60%以上
	成果	34	新潟市国民健康保険加入者の特定保健指導実施率	23.1% ※7	60%以上

	分類	項目		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
目標6	成果	35	DV被害にあったときに実際に相談した人の割合	男性 31.2%	35%
			女性 49.0%	70%	
	成果	36	DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合	50.1%	60%以上
	参考	37	配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談の件数	1,814件	
参考	38	デートDV防止セミナー受講者数	5,693人		

※1 令和2年7月1日現在
 ※2 令和2年4月1日現在
 ※3 平成29年
 ※4 平成27年
 ※5 令和3年2月末現在
 ※6 令和2年10月1日現在
 ※7 平成30年度

第5章

計画の推進

用語解説

用語解説

<五十音順>

あ行

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、事業主が自社の女性活躍に関する現状把握、課題分析を行い、その結果を踏まえた数値目標や目標を達成するための取組内容を盛り込み策定するもの。

インセンティブ

目標への意欲を高める刺激。動機付け。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」が掲げられた。17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とある。

SNS

Social Networking Serviceの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

か行

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

交際相手からの暴力(デートDV)

配偶者、生活の本拠をともしする交際相手以外の交際相手からの暴力。

さ行

ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」など「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついで生物学的性別(セックス／sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をいう。

性的マイノリティ

性的指向(好きになる性)や性自認(こころの性)などの性のあり方が多数派と異なる人。「性的少数者」「セクシュアル・マイノリティ」ともいい、その総称としてLGBT・LGBTQともいう。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。職場、地域、学校などのほか、様々な場で起こりうる性的・差別的な行動のこと。異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれる。

ソーシャルメディア

SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称のこと。

た行

男女の固定的な役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

地域コミュニティ協議会

新潟市において、市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸問題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心にさまざまな団体などで構成された組織のこと。

は行

配偶者等からの暴力(DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力など。

なお、DV防止法では、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び元配偶者を含む)からの身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」とし、「生活の本拠を共にする交際相手(元生活の本拠を共にする交際相手を含む)」からの暴力等についても準用する。

ハッピーパートナー企業

新潟県男女共同参画推進企業。男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等のこと。

ハラスメント

様々な場面での嫌がらせやいじめ行為を指し、職場においては、上司や同僚の言動が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、傷つけたり、不利益を与えたりすることで、就業環境を害する行為のこと。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

ま行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由として解雇・異動・減給・降格などの不利益な取り扱いをされることや、職場で受ける精神的・身体的な嫌がらせのこと。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)

自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。

ロールモデル

自分にとって具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。

参考資料

- 第4次新潟市男女共同参画行動計画策定の経過
- 新潟市男女共同参画審議会委員名簿
- 新潟市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画に関する国内外の動き

第4次新潟市男女共同参画行動計画策定の経過

令和元年度

期 日	事 項
令和元年 6月15日 ～ 6月30日	○男女共同参画に関する基礎調査 ・市内在住の満15歳以上の男女個人4,000人を対象に実施 ・有効回収数(率) 1,812人(45.3%)

令和2年度

期 日	事 項
令和 2年 4月 3日	○男女共同参画審議会(第1回)(書面開催) ・「次期新潟市男女共同参画行動計画の基本的事項について」市長から審議会へ諮問 ・計画策定に関する部会の設置
令和 2年 6月 9日	○策定部会(第1回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年 6月25日	○配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画策定部会(第1回) ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について
令和 2年 6月25日	○男女共同参画審議会(第2回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年 7月17日	○配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画策定部会(第2回) ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について ・民間支援団体からの意見聴取 <<団体名>> 特定非営利活動法人 女のスペース・にいがた 特定非営利活動法人 新潟フェミニストカウンセリングセンターまど 特定非営利活動法人 ウィメンズサポートにいがた
令和 2年 7月22日	○策定部会(第2回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年 8月24日	○策定部会(第3回) ・男女共同参画行動計画案について
平成 2年 9月10日	○男女共同参画審議会(第3回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年10月 1日	○策定部会(第4回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年10月15日	○男女共同参画審議会(第4回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年10月29日	○策定部会(第5回) ・男女共同参画行動計画案について

令和 2年11月12日	○男女共同参画審議会(第5回) ・男女共同参画行動計画案について
令和 2年11月18日	○男女共同参画審議会から「第4次新潟市男女共同参画行動計画案」 として市長に答申
令和 2年12月16日 ～令和 3年 1月15日	○第4次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集
令和 3年 3月11日	○男女共同参画審議会(第6回) ・第4次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集の結果報告
令和 3年 3月	○第4次新潟市男女共同参画行動計画策定

新潟市男女共同参画審議会委員

令和3年3月現在(氏名五十音順 敬称略)

氏 名	役 職 名 等
◇伊 藤 彰	新潟県警察本部生活安全部子供女性安全対策課子供女性安全対策官
☆井 上 達 也	新潟商工会議所 中小企業振興部長
◇内 山 晶	弁護士
蛭 子 克 己	新潟日報社編集局論説編集委員
大 瀧 謙 太	新潟労働局 雇用環境・均等室長
大 堀 正 幸	ファザーリング・ジャパンにいがた代表
川 崎 晃	連合新潟地域協議会事務局長
河 野 良 枝	公募委員
小 林 由希恵	新潟市立味方小学校長
西 條 和佳子	特定非営利活動法人 ワーキングウィメンズアソシエーション常任理事
○☆指 田 祐 美	NPO 扉代表
☆鈴 木 由美子	にいがた女性会議
◎◇関 島 香代子	新潟大学大学院保健学研究科准教授
☆田 中 亮 祐	公募委員
虎 岩 朋 加	敬和学園大学人文学部英語文化コミュニケーション学科准教授

◎会長 ○会長代理 ☆策定部会 ◇DV部会

○新潟市男女共同参画推進条例

平成17年3月18日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 推進体制等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第21条）

第4章 苦情処理（第22条）

第5章 男女共同参画審議会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定など、男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。

わたしたちのまち新潟においても、早くから市民と行政がともに、女性の地位向上と実質的な男女平等を目指した取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行による不平等な取扱い、家庭や社会で弱い立場にある者に対する様々な暴力など、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

わたしたちは、ここに、基本的な理念と責務を明らかにし、市と市民、事業者、市民団体の協働の下、市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるとともに、新潟を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女平等な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均

等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、市民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 推進体制等

(推進体制)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ新潟市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(審議会等への男女共同参画の機会確保)

第11条 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第12条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民及び市民団体への支援)

第14条 市は、市民及び市民団体が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援)

第15条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について、報告を求め適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

2 市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、基本理念について市民、事業者及び市民団体の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第18条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策策定に当たっての配慮)

第19条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、新潟市男女共同参画推進センター（新潟市万代市民会館条例（平成3年新潟市条例第5号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団

体による取組を支援するための拠点施設とする。

女共同参画行動計画は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

(相談への対応)

第21条 市民、事業者及び市民団体は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。

第4章 苦情処理

(施策に関する苦情への対応)

第22条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民、事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策についての苦情（以下「苦情」という。）がある場合は、市長に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、市長の諮問に応じ、苦情に関して調査を行い、市長に調査結果を付して意見を述べるものとする。

4 市長は、苦情処理委員の意見を聴いた上で、適切な措置を講ずるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 雑 則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている新潟市男

○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる
事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を
総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う

べき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施

策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければ

ならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共

同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
1 から10まで 略
11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平

成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和元年法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴

力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ

の条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認め

るときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3

号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効

力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者

からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出

を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消

したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する

事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補 則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰 則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の

適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和元年法律第24号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等 (第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針 (第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等 (第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画 (第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第22条—第29条)
- 第5章 雑則 (第30条—第33条)
- 第6章 罰則 (第34条—第39条)
- 附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家

庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の

数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主につい

て、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣

の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前

項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公

表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事

業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰 則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月5日法律第24号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年12月18日 国連総会採択
昭和60年6月25日 日本批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び育児における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃する

ためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書

(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前ま

で、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置(総理府) 		
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年(1976年～1985年) 			
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題を担当 ・婦人問題庁内連絡会議設置 	
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「女子差別撤廃条約」採択 			
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題推進協議会設置 	
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 			
1983 (昭和58年)				<ul style="list-style-type: none"> ・市民部生活課に婦人問題総合窓口設置
1984 (昭和59年)				<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題庁内連絡会議設置
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年福祉課を婦人青少年課に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60～70年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回にいがた女性大会開催
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市女性行動計画策定懇話会設置 ・婦人政策室設置
1988 (昭和63年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市女性行動計画」策定
1989 (平成元年)				<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市女性行動計画推進会議設置
1990 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人青少年課に婦人係を設置 	
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人青少年課を女性児童課に改め、女性政策推進室を設置 ・新潟県女性問題協議会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部に女性政策課設置 ・女性センター開館 ・新潟市女性行動計画懇話会設置
1992 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがたオアシス女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市女性行動計画」第1次改定 ・女性政策課を総務部に移管

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1993 (平成5年)			・財団法人新潟県女性財団 設立	
1994 (平成6年)		・男女共同参画室設置(総 理府) ・男女共同参画審議会, 男 女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北 京) ・「北京宣言及び行動綱領」 採択	・「育児休業法」改正(介護 休業制度の法制化)		・日本女性会議'95にいが た開催
1996 (平成8年)		・男女共同参画推進連絡会 議(えがりてネットワー ク)発足 ・「男女共同参画2000年 プラン」策定	・「ニューにいがた女性プ ラン」策定 ・女性児童課を改組し, 環 境生活部に女性政策課を 設置 ・新潟ユニゾンプラザ内に 女性センター開館	・新潟市女性行動計画懇話 会設置 ・女性フォーラムinにい がた'96開催
1997 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」 改正 ・「介護保険法」公布		・「新潟市女性行動計画」 第2次改定
1998 (平成10年)				・新潟市男女共同参画審議 会設置「男女共同参画の 促進に関する新潟市行動 計画の策定について」諮 問
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本 法」公布, 施行 ・「食料・農業・農村基本法」 公布, 施行(女性の参画 の促進を規定)		・男女共同参画審議会が中 間報告提出
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000年会議」(ニュー ヨーク)	・「男女共同参画基本計画」 閣議決定		・新潟市男女共同参画審議 会が, 「一人ひとりが働 きやすく住みやすい新潟 のために～新潟市男女共 同参画行動計画」答申
2001 (平成13年)		・男女共同参画会議, 男女 共同参画局設置(内閣府) ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」公布, 施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣 議決定	・「新潟・新しい波 男女 平等推進プラン」策定	・「一人ひとりが働きやす く住みやすい新潟のため に～新潟市男女共同参画 行動計画」策定 ・女性政策課を男女共同参 画課に改称 ・新潟市男女共同参画行動 計画推進会議設置

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2002 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ・県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 ・男女平等社会推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設 	
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 		
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」諮問 ・条例案中間報告パブリックコメント実施 ・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」答申
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市男女共同参画推進条例」制定 ・男女共同参画施策に関する苦情処理委員を設置 ・新潟市男女共同参画推進会議設置 ・女性センターを男女共同参画推進センターに改称
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ハッピー・パートナー企業」登録制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市男女共同参画行動計画第2次実施計画」策定
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を市民生活部に移管 ・政令指定都市に移行し、各区に男女共同参画地域推進員を配置 ・外部委員による行動計画事業評価開始

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 		
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2011 (平成23年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」策定
2012 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市配偶者暴力相談支援センター開設
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 	
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現を掲げた ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2016 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがたイクボス促進共同宣言」実施 ・「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力被害者支援センターにいがた)」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定
2017 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 	
2018 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画推進法」公布、施行 ・「働き方改革関連法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市女性活躍推進計画」策定
2019 (平成31・令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「刑法」等の改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2020 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	
2021 (令和3年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定 ・「新潟市女性活躍推進計画」改定

第4次新潟市男女共同参画行动計画

令和3(2021)年3月

新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061 FAX 025-228-2230

E-mail danjo@city.niigata.lg.jp

新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061 FAX 025-228-2230

E-mail danjo@city.niigata.lg.jp

UD FONT by MORISAWA 見やすく読みまちがいにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

